

令和 5 年版

# 環境の現状と対策

松戸市

## 目 次

<b>1 大気汚染</b>	1
(1) 大気汚染の現状	1
(2) 法令に基づく届出・指導状況	9
<b>2 悪臭</b>	11
(1) 法令に基づく届出・指導状況	12
<b>3 水質汚濁</b>	15
(1) 環境基準	15
(2) 環境基準との比較	17
(3) 市内河川の現況	17
(4) 工場・事業場の発生源の規制	24
(5) 下水道の整備	27
(6) 河川の直接浄化対策	28
(7) 異常水質対策	29
(8) 江戸川中流部及び坂川水環境改善緊急行動計画	30
<b>4 地盤沈下</b>	31
(1) 地盤沈下観測	32
(2) 地盤沈下対策	34
<b>5 地下水・土壤汚染</b>	35
(1) 地下水汚染調査	36
(2) トリクロロエチレン等の使用量調査	42
(3) 地下水汚染対策	43
(4) 土壤汚染	44
<b>6 騒音・振動</b>	49
(1) 騒音・振動の現状	50
(2) 規制・指導	61
(3) その他の事業	65
<b>7 公害苦情</b>	67
(1) 公害苦情の現状	67
(2) 公害苦情の処理状況	69
(3) 公害苦情とその対策	69
<b>8 環境衛生</b>	71
(1) 衛生害虫等の駆除対策	71
(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射事務	72
(3) 動物の飼養管理事業	72
(4) あき地の雑草対策	73
(5) 松戸市地区環境美化組織連合会	73
(6) 災害時の防疫対策	74
(7) 苦情相談	74
<b>9 放射能対策</b>	75
松戸市放射能対策総合計画の概略	75
I 食品安全	76
II 環境放射線低減対策	78
III 廃棄物処理	79
IV 健康管理	80

# 1 大氣汚染

## 1. 大気汚染

大気汚染は、主に工場・事業場等の固定発生源から排出されるばい煙等や自動車の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。

主な汚染物質としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）等があり環境基準（※1）が定められています。

また、有害大気汚染物質のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類についても環境基準が定められています。

### （1）大気汚染の現状

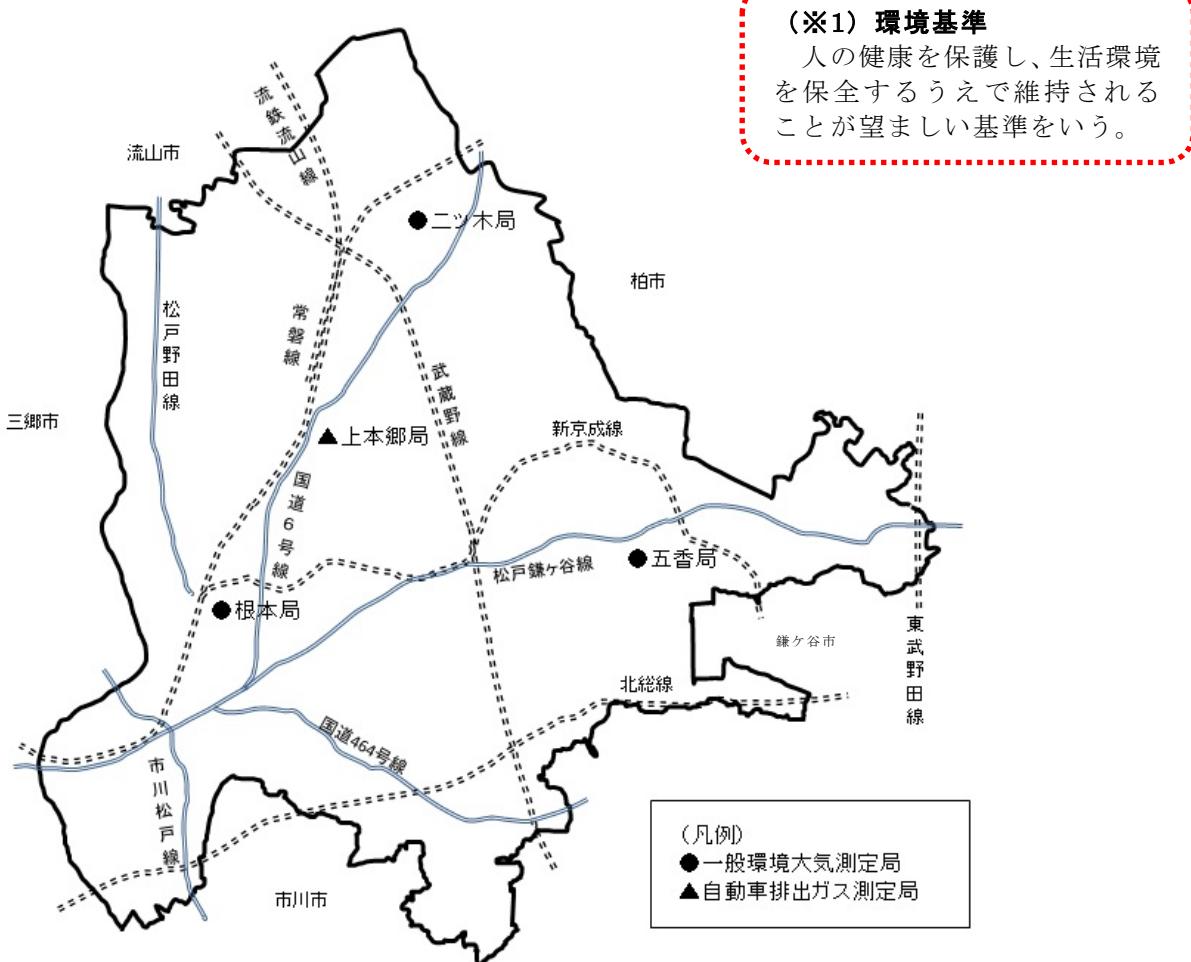
松戸市は首都圏内に位置することから、本市の大気環境問題は、かつてのような工場・事業場を発生源とする産業型公害から、自動車交通量の増加や消費の拡大等、私たちの生活に起因する都市・生活型の公害に移行しています。

本市の大気汚染は自動車からの影響が大きく、その対策として、千葉県では平成23年3月に基本方針が変更された「自動車NOx・PM法」に基づき、平成25年3月に「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、環境基準の達成に資することとしています。

### ア. 大気汚染監視体制

市内の大気汚染の状況を把握するため、市では一般環境測定局3局及び国道6号線沿いに自動車排出ガス測定局1局を設置し、常時監視を行っています。

#### （ア）大気汚染監視測定局配置図



## (イ) 各測定局における大気汚染測定機器等の設置状況

測定局名	所在地及び場所	測定項目								
		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	炭化水素	一酸化炭素	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度・日射・雨量
松戸根本	根本 387-5 松戸市役所	S43 9	S59 4	S47 5	S47 9	S53 11	—	H23 4	S43 5	S47 5
松戸五香	五香西 2-40-10 もとやま会館裏市有地	S46 12	H1 4	S48 6	S49 8	S53 4	—	—	S46 8	—
松戸二ツ木	二ツ木 40-1 小金南中学校敷地内	S54 8	H1 4	S51 10	S50 9	—	—	—	S48 11	—
松戸上本郷	上本郷 2234-5 国道 6 号線北松戸駅前	—	H8 11	—	S59 8	—	S59 12	H23 4	H3 4	—

※ 測定項目欄の数値は、測定開始年月を示す。

※ 五香測定局は平成 19 年 9 月に松戸市五香職員寮(同地番)からもとやま会館裏市有地へ移設。

※ 二ツ木測定局は平成 21 年 8 月に市営水道小金庁舎敷地内(二ツ木 42-2)から小金南中学校敷地内へ移設。

※ 上本郷局は自動車排出ガス測定局。

※ 上本郷局の微小粒子状物質は、平成 27 年 3 月まで環境省試行事業。

## イ. 常時監視結果

令和4年度の測定結果では、光化学オキシダント以外の項目は環境基準を達成しました。

大気環境は気象条件に左右されるため、長期的に地域の傾向をみていく必要があります。

項目	環境上の条件	評価の方法	単位等	根本	五香	二ツ木	上本郷
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外	ppm	0.001	0.002	0.002	—
		日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有○ 無○	○	○	○	—
		環境基準との比較		○	○	○	—
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	日平均値の2%除外	ppm	—	—	—	0.6
		日平均値10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有○ 無○	—	—	—	○
		環境基準との比較		—	—	—	○
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	日平均値の2%除外	mg/m <sup>3</sup>	0.033	0.026	0.026	0.027
		平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	有○ 無○	○	○	○	○
		環境基準との比較		○	○	○	○
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の98%値	ppm	0.027	0.027	0.028	0.035
		環境基準との比較		○	○	○	○
		県環境目標値 (日平均値の年間98%値が0.04ppm以下)との比較		○	○	○	○
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日 時間	22 70	52 223	43 181	—
		環境基準との比較		×	×	×	—
		達成率		98.7	95.9	96.7	—
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値	μg/m <sup>3</sup>	8.3	—	—	8.7
		日平均値の98%値	μg/m <sup>3</sup>	19	—	—	19.9
		環境基準との比較		○	—	—	○

### (ア) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は主に硫黄を含む化石燃料を燃焼することにより発生します。

かつては代表的な大気汚染物質でしたが、低硫黄燃料への転換や排煙脱硫等の対策により、毎年0.002ppm(2%除外値)程度で推移し、環境基準を達成しています。

### (イ) 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は燃焼過程により発生します。窒素(N<sub>2</sub>)は、空気中または燃料の中にも含まれていて、燃焼時に酸素(O<sub>2</sub>)と結合して一酸化窒素(NO)が発生し、さらに大気中で二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)に変化します。

主な発生源は工場・事業場や自動車からも多く排出され、さらにビルや家庭の暖房及び厨房からの排出量も無視できないため、都市地域における大きな問題となっています。

令和4年度の二酸化窒素濃度は全ての測定期間で環境基準を達成しました。

### 二酸化窒素の経年変化(98%値)

(単位: ppm)

年度 局名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
根本	0.041	0.036	0.036	0.035	0.037	0.037	0.032	0.035	0.031	0.027
五香	0.038	0.032	0.033	0.032	0.034	0.034	0.029	0.034	0.028	0.027
二ツ木	0.037	0.033	0.035	0.033	0.033	0.032	0.026	0.032	0.029	0.028
上本郷	0.051	0.047	0.047	0.040	0.045	0.077	0.038	0.041	0.039	0.035

**(ウ) 浮遊粒子状物質(SPM)**

浮遊粒子状物質は大気中の浮遊粉じんのうち粒径が 10 マイクロメートル( $\mu\text{m}$ )(1/100 mm)以下のものをいいます。

主な発生源としては工場や事業場から排出されるほか、土壤の舞い上がり等自然界から或いは硫黄酸化物や窒素酸化物等のガス状物質から大気中で生成されるもの、自動車によるもの及び道路に起因するものなど複雑多岐です。

令和 4 年度は全ての測定局で環境基準を達成しました。

**浮遊粒子状物質の経年変化(2%除外値)**(単位 :  $\text{mg}/\text{m}^3$ )

年度 局名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
根本	0.041	0.042	0.032	0.035	0.037	0.033	0.036	0.032	0.029	0.033
五香	0.067	0.059	0.059	0.037	0.037	0.039	0.037	0.027	0.021	0.026
二ツ木	0.059	0.057	0.045	0.039	0.033	0.022	0.022	0.030	0.025	0.026
上本郷	0.080	0.044	0.044	0.044	0.031	0.028	0.031	0.025	0.032	0.027

**(エ) 微小粒子状物質(PM2.5)**

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いてより粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。

自動車の排出ガス、道路からのほこりの巻き上げ、工場の煙及び自然現象である黄砂などに含まれ、粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  以下と非常に小さいために肺の奥まで入りやすく、呼吸系への影響に加え循環器系への影響が懸念されています。

令和 4 年度の測定結果は全ての測定局で環境基準を達成しました。

**微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化**(単位 :  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

年度 局名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
根本	年平均値	14.9	13.5	12.2	12.3	12.3	10.4	9.8	7.6	8.3
	98%値	38.6	34.0	31.3	30.5	28.1	26.5	24.6	19.5	19.0
上本郷	年平均値	16.0	17.0	16.9	16.7	15.4	13.9	10.9	8.8	8.7
	98%値	37.0	35.0	35.8	42.7	39.0	32.5	28.5	22.0	19.9

**注意喚起**

PM2.5 が高濃度になる恐れのあると判断された場合、「PM2.5 による大気汚染への対応に係る国の暫定指針」に基づき、千葉県が注意喚起を行います。なお、平成 26 年度以降は注意喚起を行う高濃度現象は発生していません。

**注意喚起の判断基準**

第 1 段階	朝 5 時から 7 時の 1 時間値の平均値の中央値が日平均 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に対応する $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ高濃度状態が継続すると判断された場合
第 2 段階	各地域内的一般大気環境測定局において、いずれか 1 局の朝 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ高濃度状態が継続すると判断された場合

### (才) 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントは窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線(紫外線)を受けて光化学反応によって生成される物質で光化学スモッグの原因となります。

光化学オキシダントは、気温、日射量、風向及び風速等の気象条件の影響を強く受けたため単純に比較することはできませんが、光化学オキシダントが発生しやすい5時から20時までの測定時間に対する環境基準値達成時間数の割合は市内3局で、95.9～98.7%で、前年度(96.6～98.8%)と比べほぼ横ばいでした。

### 光化学オキシダントの経年変化(環境基準の時間達成率)

年度 局名		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
根 本	日数 (日)	48	57	54	27	52	38	33	34	26	22
	時間数 (時)	177	222	193	92	164	140	114	98	70	70
	達成率 (%)	96.7	95.9	96.4	98.3	97.0	97.4	97.9	98.2	98.7	98.7
五 香	日数 (日)	83	78	76	27	31	28	21	39	25	52
	時間数 (時)	352	397	330	102	87	80	76	123	65	223
	達成率 (%)	93.5	92.7	93.9	98.1	98.4	98.5	98.6	97.7	98.8	95.9
二ツ木	日数 (日)	71	82	74	54	72	8	10	47	52	43
	時間数 (時)	310	396	344	193	294	17	17	179	185	181
	達成率 (%)	94.3	92.5	93.7	96.4	94.5	99.7	99.7	96.7	96.6	96.7

※ 環境基準：1時間値が0.06 ppm以下であること。

※ 時間達成率(%)=(5～20時の環境基準達成時間／5～20時の測定時間)×100

### a 光化学スモッグ注意報等

光化学オキシダントが高濃度になる恐れがあると判断された場合、千葉県が注意報等を発令します。令和4年度の光化学スモッグ注意報等発令基準及び発令日数は下表のとおりでした。

#### 注意報等発令基準

	濃度基準
注意報	0.12 ppm
警報	0.24 ppm
重大緊急報	0.40 ppm

#### 光化学スモッグ注意報等発令日数

県内全体	7日
東葛地域	2日

### 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
千葉県内	14	12	15	2	15	9	9	5	4	7
東葛地域	4	3	5	0	1	2	2	0	1	2

※ 東葛地域とは、松戸市を含む発令地域をいう。

※ 東葛地域発令日数は、松戸市対象分をいう。

※ 平成 24 年度から野田市の挙動が他市と異なるため「野田地域」と「東葛地域」の 2 地域に分割された。

#### 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- ・日射が強い
- ・気温が高い
- ・風が弱い
- ・視程（視界）が悪い

#### 発令されたら

光化学スモッグ注意報などが発令されたときは、屋外での激しい運動はなるべくさけて下さい。  
また、できるだけ自動車の運転を控えて下さい。

#### b 光化学スモッグ緊急時協力工場

光化学スモッグ注意報等が発令されたときに、被害の未然防止のために令和 4 年度は市内の 2 つの協力工場に対し、燃料使用量等の削減をするよう要請し、汚染物質排出量の削減に努めました。

#### 協力工場

宝酒造株式会社松戸工場
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター

## ウ. 有害大気汚染物質調査

大気汚染防止法では、ある一定の濃度以上を吸った場合にぜん息や呼吸器系統に顕著に影響が現れる硫黄酸化物や窒素酸化物を大気汚染物質として規制や監視の対象としてきました。しかし、欧米先進国では、長時間(例えば一生涯)吸い続けるとそれにより発病する可能性(リスク)のある物質も規制や監視の必要があるとされていました。

日本でもこれにならい、平成 9 年 2 月からこれらのリスク物質を大気汚染防止法で有害大気汚染物質と定め、規制、監視制度の制定及び一部の物質に環境基準を設定しました。

また、平成 18 年 11 月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び 1,3-ブタジエンの 3 物質、平成 22 年 10 月にはヒ素及びその化合物、さらに平成 26 年 5 月にはマンガン及びその化合物について指針値が設定されました。

本市においても、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の環境基準設定物質等と自動車起因物質について調査・監視を行っています。

ベンゼンは化学製品の原料として一般的物質で重要なのですが、有害性があるためその使用や保管に注意が払われています。しかし、自動車の燃料であるガソリンにも含まれており蒸発ガスや未燃焼排ガス等により工場地域以外の一般地域でも大気中の濃度が高くなっていると思われます。このことから、平成 12 年 1 月よりガソリン中のベンゼン許容含有率を 1% 以下に低減しています。

一方、ダイオキシン類については、その濃度が当初全国的に高く早急な対策が必要とされました。このため、県は平成 10 年 7 月にその対策として「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」を策定し、発生源対策、モニタリング及び調査研究の充実等を図ってきました。平成 12 年 6 月には「千葉県ダイオキシン類対策推進方針」に改め、種々の施策を市と連携して実施しています。更に国においても平成 14 年度までにダイオキシン類の排出総量を平成 9 年度に比べて「約 9 割削減」することを目標として「ダイオキシン類対策基本指針」を策定し、目標を達成しました。

なお、令和 4 年度の調査結果は、次頁に示す通りで、全て環境基準を達成しました。最近は全体的に横ばい傾向にあります。

## 有害大気汚染物質およびダイオキシン類調査結果(年平均値)

区分	物質名	単位	環境基準 (指針値)	H30	R1	R2	R3	R4
一般環境 根本局	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3 以下	0.89	1.3	1.2	0.98	0.77
	トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	130 以下	0.39	0.91	0.29	1.2	0.96
	テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	200 以下	0.089	0.28	0.063	0.13	0.17
	ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	150 以下	1.7	2.2	1.5	2.3	2.1
	アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	(2 以下)	0.047	0.088	0.070	0.063	0.060
	クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	(18 以下)	0.19	0.26	0.15	0.19	0.18
	塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	(10 以下)	0.029	0.065	0.019	0.045	0.062
	1, 2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	(1.6 以下)	0.13	0.20	0.11	0.16	0.12
	水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(40 以下)	2.7	2.0	1.7	1.9	1.5
	1, 3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	(2.5 以下)	0.12	0.12	0.12	0.079	0.11
	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	(120 以下)	2.7	2.4	2.6	2.9	3.3
	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>		3.6	2.9	2.4	3.2	2.4
	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>		0.091	0.13	0.15	0.17	0.19
	酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>		0.079	0.083	0.092	0.065	0.091
	ヒ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(6 以下)	1.1	1.1	0.59	1.0	0.68
	ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	(25 以下)	6.9	4.4	1.1	2.2	3.2
	マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	(140 以下)	20	25	10	18	20
	ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>		0.016	0.017	0.0046	0.010	0.008
	クロム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>		6.1	5.5	1.9	4.3	4.6
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 以下	0.054	0.034	0.036	0.034	0.046
	塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	(94 以下)	1.4	0.083	1.4	1.5	1.5
	トルエン	μg/m <sup>3</sup>		6.1	7.6	6.3	12	11
局五 木二 局ツ	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3 以下	0.80	1.6	1.1	0.95	0.76
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 以下	0.036	0.031	0.031	0.019	0.029
道路沿 道 上本郷 局	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3 以下	0.87	1.1	1.0	0.93	0.76
	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 以下	0.048	0.024	0.034	0.017	0.028
	ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	3 以下	1.0	1.3	1.2	1.1	0.88
	1, 3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	(2.5 以下)	0.17	0.17	0.13	0.11	0.15
	トルエン	μg/m <sup>3</sup>		6.2	8.0	5.5	8.1	9.4
	アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	(120 以下)	2.7	2.5	2.4	3.4	3.0
	ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>		3.6	4.1	2.3	4.0	2.2
	ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>		0.18	0.12	0.17	0.18	0.18

- ※ 環境基準および指針値は、年平均値。なお、括弧書きは指針値。
- ※ 有害大気汚染物質の測定回数は年 12 回(月毎)、ダイオキシン類は平成 21 年度までは年 4 回(四季毎)、平成 22 年度から年 2 回(夏期及び冬期)。
- ※ 1 μg(マイクログラム)/m<sup>3</sup> とは、大気 1 立方メートル中に 100 万分の 1 グラム存在するということ。
- ※ 1 ng(ナノグラム)/m<sup>3</sup> とは、大気 1 立方メートル中に 10 億分の 1 グラム存在するということ。
- ※ 1 pg(ピコグラム)/m<sup>3</sup> とは、大気 1 立方メートル中に 1 兆分の 1 グラム存在するということ。
- ※ TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの量に換算した量で「毒性等量」という。
- ※ 平成 22 年 10 月 15 日、ヒ素及び無機ヒ素化合物について年平均値 6 ngAs/m<sup>3</sup> 以下という指針値を追加(指針値との比較評価は全ヒ素の濃度測定値で代用可能)。
- ※ 平成 26 年 5 月 1 日、マンガン及び無機マンガン化合物について年平均値 140 ngMn/m<sup>3</sup> 以下という指針値を追加(指針値との比較評価は総粉じん中のマンガンの濃度測定値で代用可能)。
- ※ 令和 2 年 8 月 20 日、塩化メチルについて年平均値 94 μg/m<sup>3</sup> 以下、アセトアルデヒドについて年平均値 120 μg/m<sup>3</sup> 以下という指針値を追加

## (2) 法令に基づく届出・指導状況

### ア. ばい煙

大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出規制等の事務を行っています。工場に関する規制等は千葉県が行っていますが、事業場に関するものは本市が行うこととされています。

**ばい煙発生施設届出状況(令和4年度)**

施設名	施設数	計
ボイラー	119	209
ディーゼル機関	66	
廃棄物焼却炉	5	
ガスタービン	18	
ガス機関	1	

大気汚染防止法により、工場・事業場のばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム、窒素酸化物、塩化水素等))を排出する施設に対しては排出基準が設けられ規制が行われています。

**ばい煙発生施設入検査状況(令和4年度)**

	事業場数	延施設数	検体数		
			硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん
立入 検査	ばい煙測定	16	16	2	15
	施設点検	16	58	—	—
排出基準違反	0	0	0	0	0

### イ. 粉じん

大気汚染防止法に基づき、粉じんに関する規制等の事務を行っています。ばい煙発生施設と同様に工場に関する規制等は千葉県が行っていますが、事業場に関するものは本市が行うこととされています。

#### (ア) 一般粉じん

粉じんを発生する鉱物又は土石の堆積場等の施設に対しては飛散防止のための施設構造等に関する基準が設けられ規制が行われています。

届出状況は下記のとおりです。

**一般粉じん発生施設届出状況(令和4年度)**

施設名	施設数	計
堆積場	3	8
ベルトコンベア	5	

#### (イ) 特定粉じん(石綿)

石綿(アスベスト)は、天然の鉱物繊維で熱や摩擦に強く、また酸やアルカリにも強いなどの特性があり、その多くは昭和40年代から平成2年頃にかけて輸入され、主に建材として建築物に使用されてきました。

石綿は、その繊維が空気中に浮遊し、人が呼吸によりアスベスト繊維を吸い込む状況にあることが危険であるといわれています。

大気汚染防止法では石綿の飛散を防止するため、石綿が使用されている建築物の解

## 1. 大気汚染

体や改修などを行う場合には、届出および作業基準の遵守を義務づけています(平成 9 年 4 月から)。市では立入検査や業者指導などにより石綿の環境飛散防止に努めています。

### 特定粉じん排出等作業届出および立入検査状況(令和 4 年度)

届出件数	22
立入検査件数	23

## ウ. 水銀等

水銀の人為的排出を世界的に削減するための「水銀に関する水俣条約」が採択され、これを受けて平成 27 年 6 月 19 日に水銀大気排出規制を盛り込んだ大気汚染防止法の改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。市では同法に基づき、水銀等に関する規制等の事務(工場を除く。)を行っています。

### 水銀排出施設届出状況(令和 4 年度)

施設名	施設数
廃棄物焼却炉	5

### 水銀排出施設立入検査状況(令和 4 年度)

		事業場数	延施設数
立入 検査	水銀等測定	1	1
	施設点検	1	3
	排出基準違反	0	0

## エ. 自動車排出ガス

自動車は現代の交通手段・物の輸送手段として私たちの日常生活にとって欠くことのできないものになっており、年々保有台数も増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しています。平成 4 年 6 月には「自動車 NOx 法」が公布され、同法に基づき平成 5 年 11 月に「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」が策定され、各種の施策を総合的に実施することで自動車排ガスの影響の低減化を図ってきました。平成 13 年 6 月に自動車から排出される粒子状物質に対応するため「自動車 NOx 法」を改正し「自動車 NOx・PM 法」(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)が公布されました。

県では、平成 14 年 3 月に「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」を制定し(平成 15 年 10 月 1 日施行)粒子状物質対策を図ったり、自動車対策全般のため「千葉県環境保全条例」の一部を改正(平成 15 年 4 月 1 日施行)するとともに平成 15 年 7 月に「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、その後、平成 23 年 3 月に法の基本方針が変更されたことに基づき平成 25 年 3 月に「第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、さらなる対策の強化をすすめています。

## 2 惡臭

## 2. 悪臭

悪臭は人に不快感を与える臭気のことで人により感じ方が違うため感覚公害の一つです。悪臭発生源は多種多様で、においの原因物質も数十万種あるといわれています。

全国的にも畜産業や工場に対する苦情の割合は減少し、サービス業等に対する苦情の割合が増加する傾向にあります。これらの悪臭は特定悪臭物質として規制基準値が設定されていない未規制物質によることが多いことや多数の悪臭物質からなる複合臭が原因であることが多いため、平成7年4月の悪臭防止法の改正により、人の嗅覚を用いて悪臭の程度を評価する「臭気指数規制」が追加され、全国で導入が進められつつあります。

松戸市でも平成19年3月に「臭気指数規制」を導入し、平成19年8月1日から施行されています。

### 悪臭防止行政のあゆみ

昭和 46 年 6 月	悪臭防止法公布(昭和 47 年 5 月施行)
	悪臭物質として、アンモニア等 5 物質を指定
昭和 50 年 5 月	規制地域の指定等を千葉県が告示(松戸市等 9 市町)
昭和 51 年 9 月	悪臭防止法施行令一部改正(昭和 51 年 10 月施行) 二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの追加
昭和 56 年 6 月	千葉県が工場・事業場の悪臭防止対策の指導目標値を示した「悪臭防 止対策の指針」を作成
平成元年 9 月	悪臭防止法施行令一部改正(平成 2 年 4 月施行) プロピオノン酸等 4 物質の追加
平成 5 年 6 月	悪臭防止法施行令一部改正(平成 6 年 4 月施行) トルエン等 10 物質の追加
平成 6 年 4 月	悪臭防止法施行規則一部改正(平成 7 年 4 月施行) 排水中のメチルメルカプタン等 4 物質の規制基準設定方法の追加
平成 7 年 4 月	悪臭防止法一部改正(平成 8 年 4 月施行) 嗅覚測定法による規制(臭気指数規制)の導入 日常生活上の悪臭防止について国民の責務の追加
平成 19 年 3 月	松戸市を臭気指数規制地域とする千葉県の告示 (平成 19 年 8 月施行)
平成 24 年 4 月	第 2 次地域主権一括法により悪臭防止法に基づく規制地域等の指定権 限が市に移譲
平成 28 年 8 月	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部改正

### (1) 法令に基づく届出・指導状況

悪臭防止法では規制地域内の全ての工場・事業場が規制対象となります。法に基づく事前の届出制度はありませんが、規制地域内の工場・事業場は規制基準を遵守する義務があります。

#### 悪臭防止法に定める臭気指数規制における規制基準

規制地域の区分	規制区分	敷地境界	気体排出口	排出水
第1,2種低層住居専用地域				
第1,2種中高層住居専用地域				
第1,2種住居地域		12		
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域		13		
市街化調整区域			同上	
工業専用地域		14	同上	30

#### 臭気指数

においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気(水の場合は無臭の水)で薄めたときの希釈倍率(臭気濃度)から算出した数値のこと。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

#### 臭気指数の目安

15倍希釈⇒臭気指数 12

25倍希釈⇒臭気指数 14

松戸市公害防止条例では悪臭を発生する施設・作業を特定施設または特定作業に定め、届出を義務づけています。

なお、条例に基づく令和4年度の届出総数は11件でした。特定施設設置届は2件、特定作業実施届は11件でした。

#### 松戸市公害防止条例に係る悪臭の特定施設届出状況(令和5年3月31日現在)

施設の種類	届出内訳	工場 総数	施設 総数
食料品製造の用に供する施設	10	12	
繊維工業の用に供する施設	1	2	
木材若しくは木製品の製造又は紙若しくは紙加工の製造の用に供する施設	8	29	
出版・印刷又はこれらの関連作業等の用に供する施設	3	9	
化学工業の用に供する施設	9	42	
ゴム製品の製造の用に供する施設	6	36	
窯業又は土石製品製造の用に供する施設	9	15	
鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設	58	262	
土砂置場(建設作業現場内のものを除き、継続的に使用する場所であって、面積が100平方メートル以上であるものに限る。)	30	31	
その他の製造の用に供する施設	15	21	
実 数	149	459	

## 松戸市公害防止条例に係る悪臭の特定作業届出状況(令和5年3月31日現在)

作業の種類	届出内訳	工場 総数	作業 総数
金属の表面処理	2	1	
鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造	1	1	
農薬又は化学肥料の製造又は加工	0	0	
綿の製造又は再生	0	0	
金属箔又は金属粉の製造又は加工	0	0	
石綿、岩綿、鉱さい綿又は石こうの製造又は加工	0	0	
合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造	15	34	
動物質廃棄物の焼却作業	1	1	
ゴム製品の製造又は加工	1	1	
ドライクリーニング	55	54	
動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造又は加工	0	0	
動植物油の精製	0	0	
油かんその他のあきかんの再生	0	0	
油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造	4	4	
金属の圧延又は熱処理	0	0	
自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条第1項9号に規定する自動車をいう。)を解体する作業	2	2	
羊毛、羽毛又は皮革の洗浄又は加工	0	0	
たん白質の加水分解	0	0	
畜産に係る作業(牛の飼養頭数が10以上、豚の飼養頭数が30以上又は鶏の飼養羽数が100以上のものに限る。)	0	0	
その他の作業等	11	29	
実 数	92	127	

## 悪臭防止法に基づく立入検査等実施状況(令和4年度)

事業所数		臭気指数測定検体数			
		敷地境界	排出口	排出水	その他
立入検査数	0	0	0	0	0
規制基準違反数	0	0	0	0	0

【M e m o】

### 3 水質汚濁

### 3. 水質汚濁

水質汚濁の原因には、工場・事業場からの排水及び生活排水等があります。

工場・事業場排水については、法令等により規制がなされた結果、特に都市型河川の汚濁は、生活排水による影響が大きいことが判明し、この対策が重要な課題となっていました。

本市の河川も同様であったため、国((旧)建設省)、東京都、千葉県、流域自治体(松戸市、柏市、流山市)、地域住民代表等が一体となり、良好な水環境を創出するため、西暦2000年を目標として「水環境改善緊急行動計画(江戸川中流部及び坂川清流ルネッサンス21計画)」を策定しました。更に平成22年度を目標に「第二期水環境改善緊急行動計画(江戸川・坂川清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、約17年にわたり各種事業に取り組んできた結果、目標は達成されたところです。

今後も本市では、法に基づく市内の工場・事業場の排水規制はもとより、下水道の整備及び市民への啓発事業等対策を実施していきます。

#### (1) 環境基準

河川の環境基準は、水質保全行政の目標として、達成維持されることが望ましい基準として定められています。

市内の河川で環境基準の水域類型指定がなされているのは、江戸川、坂川、新坂川及び国分川であり、その指定状況は次のとおりです。

#### ア. 生活環境に係る環境基準と水域類型指定状況

##### (ア) 生活環境の保全に関する環境基準 河川

項目／類型	AA	A	B	C	D	E
環境基準	水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下
	浮遊物質量(SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下 ゴミ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量(DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20 CFU /100 mL 以下	300 CFU /100 mL 以下	1,000 CFU /100 mL 以下		
流域河川の指定水域		江戸川上流 (栗山取水口より上流)		大津川 (全域)		坂川 (赤坂樋門より上流) 新坂川 国分川 (全域)
設定年月日		S45.9.1		S50.1.21		S48.7.31
河川の状態	イワナ・ヤマメが棲める	サケ・アユ が棲める	コイ・フナ が棲める	ドジョウが棲める		

## (イ) 水生生物の保全に係る環境基準 河川

項目／類型	生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B		
水生生物の生息状況の適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		
環境基準	全亜鉛 ノニルフェノール 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03 mg/L 以下				
		平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示第 123 号				
	0.001 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下			
		平成 24 年 8 月 22 日 環境省告示第 127 号				
	0.03 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下		
		平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号				
流域河川の指定水域			江戸川、坂川(赤坂樋門より上流)、新坂川(全域)、国分川(全域)、大津川(全域)			

## (ウ) 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 : mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム ※	0.02 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ふつ素	0.8 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ほう素	1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

※ 令和 4 年 4 月 1 日より適用

## (2) 環境基準との比較

令和4年度の水質測定結果によると、市内河川の3地点（坂川（弁天橋）、新坂川（さかね橋）及び国分川（秋山弁天橋））は全て環境基準に適合しています。

江戸川（国土交通省管理）の（ア）生活環境項目の代表的な指標のBODも、75%値において環境基準に適合しています。

**BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準適合状況（単位：mg/L）**

河川名	測定地点	水質類型	BOD (75%値) 環境基準	測定年度	BOD		
					最小 ～最大	平均値	75%値
江戸川	矢切取水場	A	2 mg/L 以下	R3	0.9～2.6	1.6	2.0
				R4	0.5～2.6	1.4	1.6
坂川	弁天橋	E	10 mg/L 以下	R3	0.9～5.5	2.1	2.1
				R4	0.8～4.5	1.9	2.1
新坂川	さかね橋	E	10 mg/L 以下	R3	1.3～8.4	2.5	2.2
				R4	1.2～3.0	2.1	2.4
国分川	秋山 弁天橋	E	10 mg/L 以下	R3	2.8～8.8	6.0	7.6
				R4	2.8～9.5	5.9	7.8

(注釈)・平均値：日間平均値の年間平均値。

・75%値：環境基準の評価は、75%値をもって比較します。

（n個の日間平均値を水質のよい順に並べた時、n×0.75番目に入る数値）

・矢切取水場の数値は国土交通省『水文水質データベース』より、年度毎に再計算。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の汚れを微生物が分解するときに消費する酸素の量をいいます。

数値が大きいほど汚れが多いと評価します。

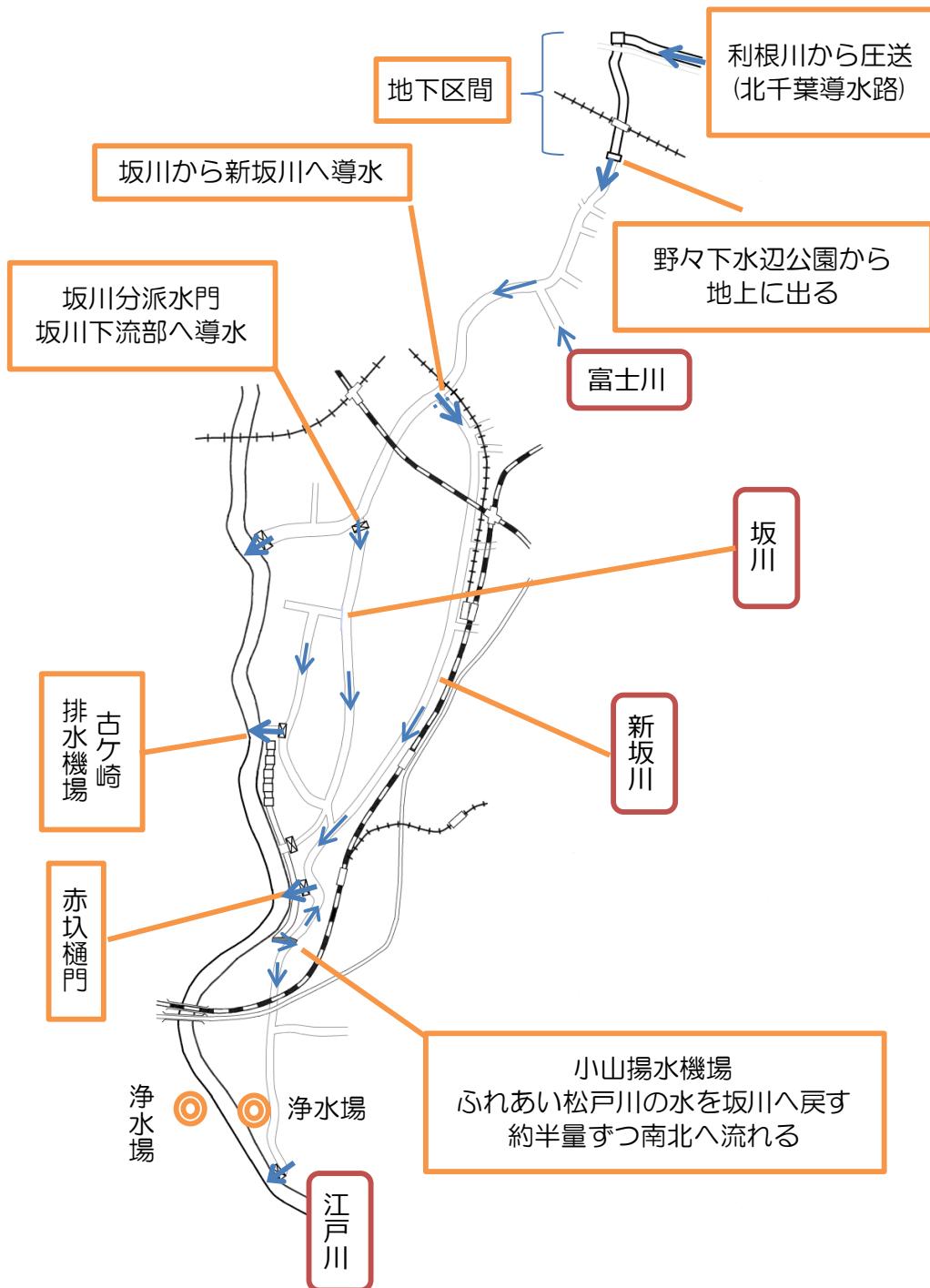
## (3) 市内河川の現況

本市の主要河川は、江戸川本川、坂川水系及び国分川水系に大別されます。このうち江戸川を除く各河川は中小規模で流量が少なく、市内の生活排水、工場・事業場排水等を集水し江戸川に流出していましたが、坂川水系は清流ルネッサンス計画推進により流況が変わりました。

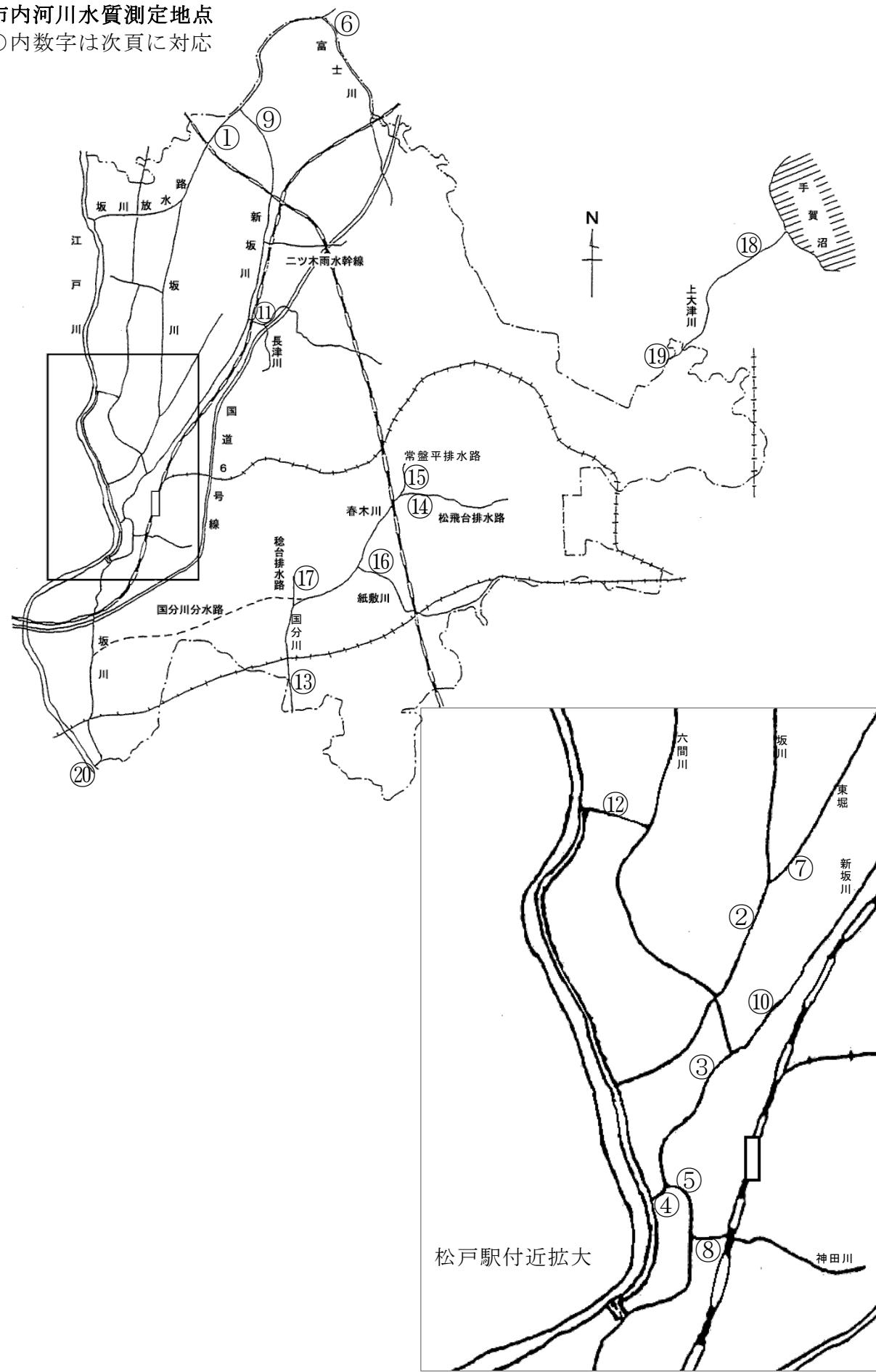
市内の汚れた水を浄水場の下流から流すため、古ヶ崎、樋野口、赤坂の樋管・堰によって市内河川と江戸川を分離し、すべての水を古ヶ崎に集めました。それらの水は古ヶ崎浄化施設で汲み上げられ、浄化された水は流水保全水路を流れたのち、小山揚水機場から坂川に汲み上げられ、柳原から江戸川に合流します。また、小山揚水機場で汲み上げられた水の一部は松戸方向へ還元されます。

上記が清流ルネッサンス以降の流れですが、現況は施設の老朽化が進み古ヶ崎、赤坂の堰が故障・倒伏しており、流水保全水路に流入せず古ヶ崎、赤坂から直接江戸川に流入しています。つまり、清流ルネッサンス以前の流れに近い状況になっています。（次ページに図を示します）

### 坂川の流況



市内河川水質測定地点  
○内数字は次頁に対応



## 水質【BOD(75%値)】経年変化 ※地点は前ページ参照

(単位: mg/L)

水系	河川名(測定地点)	年度		S55	S60	H2	H7	H30	R1	R2	R3	R4
		年	月									
坂川水系	坂川	①	大谷口新田	40	—	26	4	1.5	1.5	1.7	2.3	2.2
		②	弁天橋	34	19	16	20	3.8	2.7	2.3	2.1	2.1
		③	根本橋	—	—	—	—	3.0	3.2	2.6	2.4	2.7
		④	赤坂樋門	45	47	19	14	2.8	2.4	2.7	1.9	2.2
		⑤	菰橋	98	63	41	18	2.2	2.9	1.7	2.0	1.7
	支川	⑥	富士見橋	—	—	—	28	2.4	1.1	2.3	1.4	1.6
		⑦	東堀流末	30	19	29	22	31	30	25	25	15
		⑧	神田川流末	—	—	67	24	1.8	3.5	2.2	1.9	2.5
	新坂川	⑨	新坂川	—	—	—	29	1.5	1.8	1.7	1.9	2.0
		⑩	さかね橋	54	30	28	19	4.4	2.9	2.7	2.2	2.4
	支川	⑪	長津川流末	—	—	53	47	4.3	5.4	3.4	3.7	10
	六間川	⑫	古ヶ崎排水機場	—	16	14	15	3.1	2.3	2.7	2.7	2.1
国分川水系	国分川	⑬	秋山弁天橋	51	37	25	27	7.8	8.2	8.0	7.6	7.8
		⑭	松飛台排水路流末	110	51	73	52	7.8	8.2	5.7	3.0	2.8
		⑮	常盤平排水路流末	27	29	23	30	18	20	32	19	17
		⑯	紙敷川流末	26	20	22	17	6.3	6.6	6.3	4.8	4.3
		⑰	稔台排水路流末	100	61	52	63	35	17	5.9	11	4.9
大津川	大津川	⑱	上沼橋	—	—	—	—	3.6	2.3	2.9	2.5	2.3
		⑲	上大津川 (クリーンセンター横)	—	68	84	49	5.5	3.6	2.3	2.1	1.9
江戸川水系	江戸川	—	流山橋	—	—	—	—	1.1	1.0	1.5	1.2	1.4
		⑳	矢切取水場	—	—	—	—	1.1	1.0	2.0	2.0	1.6
		—	江戸川水門上	—	—	—	—	1.9	1.6	3.2	2.2	1.7
		—	東西線鉄橋下	—	—	—	—	4.2	2.1	4.3	3.6	3.1

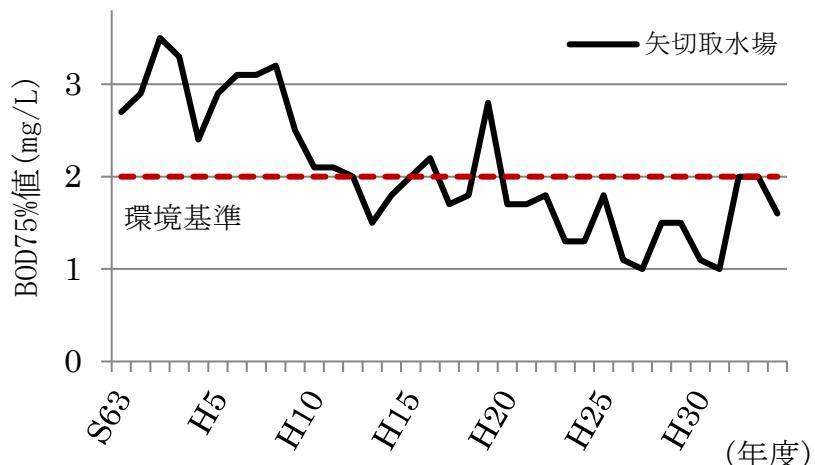
(注釈)・江戸川水系の各測定地点は国土交通省及び東京都調査による。

- ・①、⑥、⑨の測定地点は、平成9年度以降国土交通省(旧建設省)調査による。
- ・⑯上沼橋は柏市調査による。
- ・支川とは支川及び排水路をいう。
- ・⑰は、栗山浄水場取水口の位置及び測定地点名が平成19年度から変更となった。
- ・⑤の測定地点は、昭和60年度までは春雨橋。

## ア. 水質（BOD）の状況

### （ア）江戸川

江戸川は、茨城県と千葉県の県境で利根川から分派し、埼玉、千葉、東京の都県境を流下し、東京湾に注ぐ延長約60kmの一級河川で、古くから農業及び水産用水源として利用され、近年では上水道、工業用水道源としての重要な河川です。



### （イ）坂川

坂川は、本市に隣接する流山市、柏市の上流域を水源として流下し、流域面積は約36km<sup>2</sup>で市域のほぼ58%を占めます。幸谷橋地先で放水路と分岐し市内を流下し古ヶ崎排水機場から浄化施設に流入します。

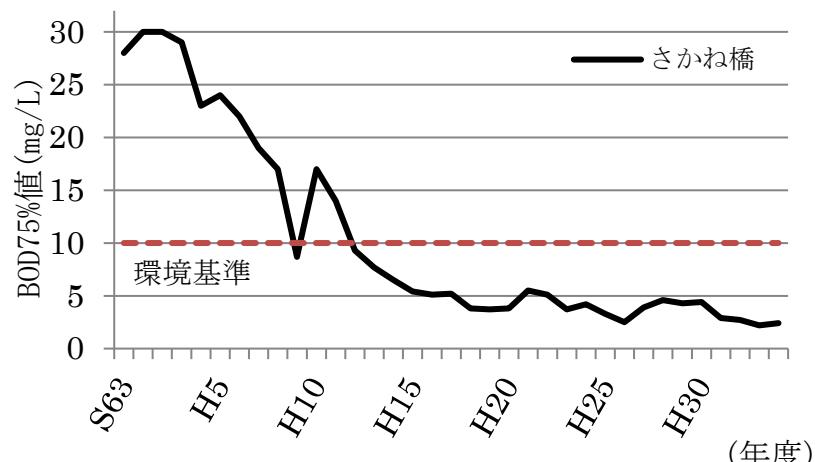
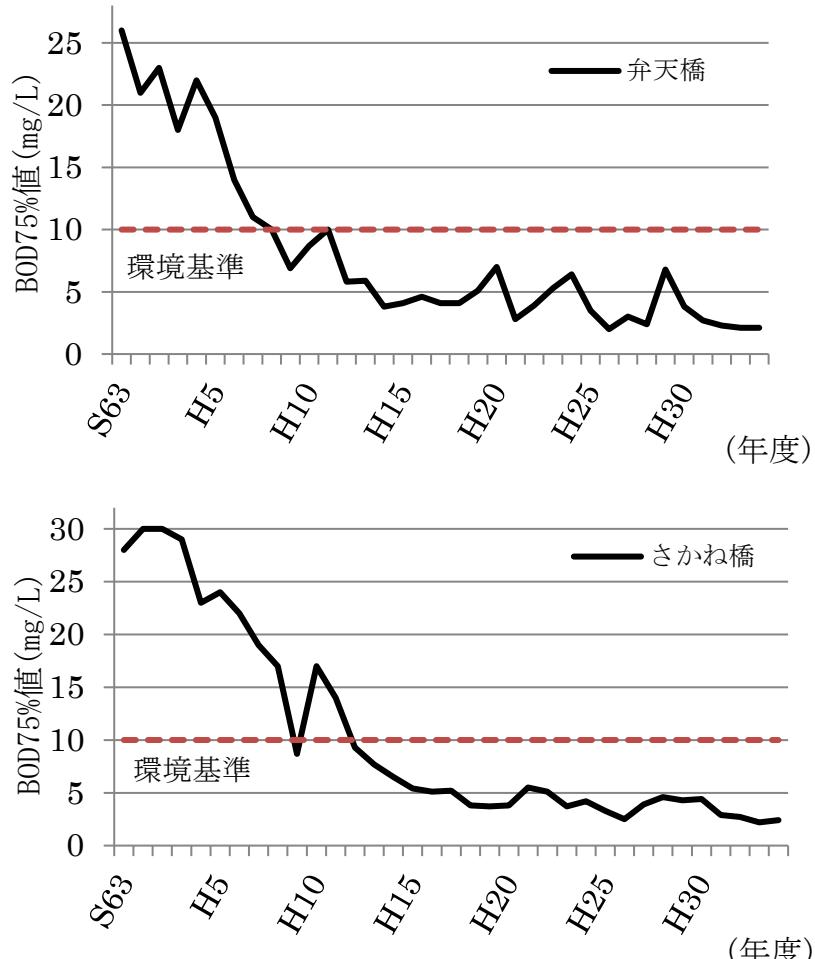
古くは、農業用水として利用されていましたが、近年では住宅地域からの生活排水及び工場排水の排出河川と化し、特に生活排水による水質汚濁が問題とされてきました。

また、江戸川に直接流れ出る坂川の水は千葉県、東京都の浄水場の取水口の近くにあるため、その水質は常に人々の関心のあるところです。

このため、国・県及び流域自治体は「江戸川・坂川清流ルネッサンス事業」

として江戸川、坂川の水質を改善するため、河川浄化施設や流水保全水路を整備し、対策を講ずるとともに、坂川流域での水循環の健全化を図るよう努力してまいりました。

坂川（弁天橋）及び新坂川（さかね橋）の水質経年変化を見ると、上記施策の他に生活排水等の対策として下水道の整備及び啓発活動等の効果が現れ、環境基準を達成しています。



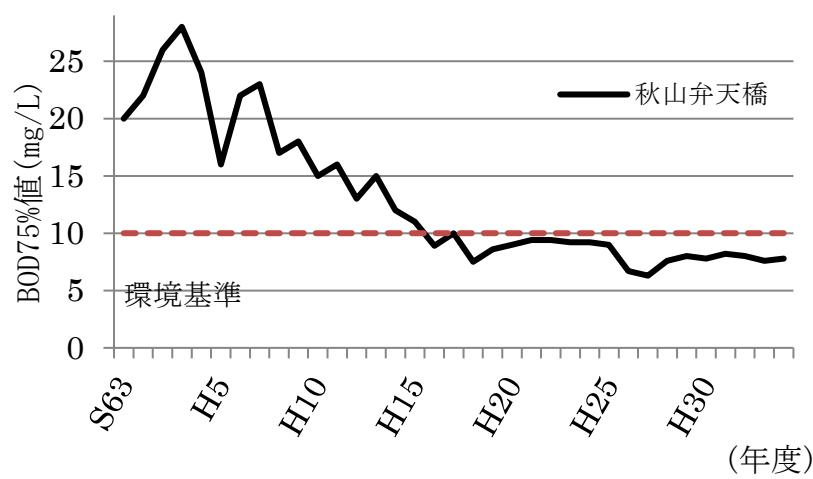
### (ウ) 国分川

国分川は、五香地域を水源とし、流域面積は約 $21\text{ km}^2$ で市域の約34%を占めています。

松飛台工業団地、稔台工業団地、金ヶ作終末処理場、東部クリーンセンターの排水及び周辺の家庭からの排水が集まり、下流の市川市を経て江戸川と東京湾に至ります。

平成18年度以降は継続して環境基準に適合しています。このことについては、河川汚濁の主な原因である生活排水の対策として、下水道の整備及び合併処理浄化槽の推進による汚濁負荷の軽減があげられます。

また、河川における環境に配慮した護岸等の整備（多自然川づくり）により、徐々に河川の自浄化能力が回復し、環境基準を達成したものと推定されます。



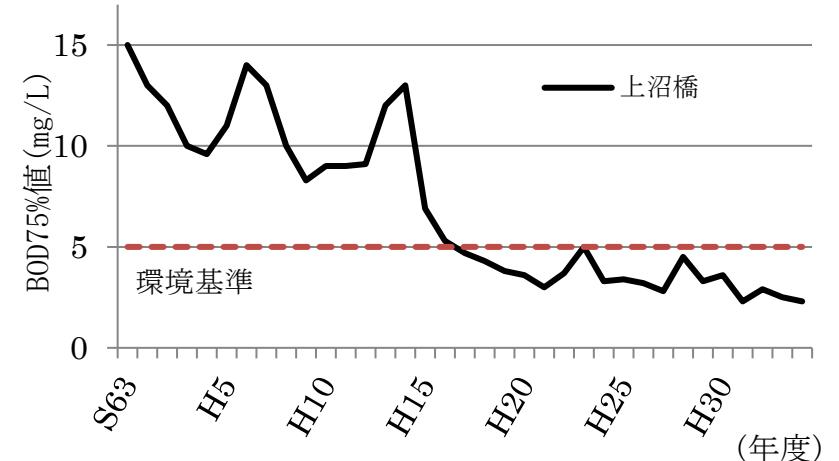
### (エ) 大津川

大津川は、鎌ヶ谷市、柏市の行政区域を流下し、手賀沼に注ぐ流路延長8.5kmの一級河川です。

本市でも六高台及び五香地区等の一部地域が大津川の流域に入っています。市域の流域面積は約4km<sup>2</sup>で、その排水が大津川に流出しています。

また、大津川の流出先である手賀沼は、昭和30年代以降、主に生活排水の急激な増加により二次汚濁が起こって富栄養化が進行し、近年は改善傾向にあるものの、全国でも汚濁が進んでいる湖沼です。

このため、国、千葉県及び流域自治体では、手賀沼への浄化用水の導入等の水質浄化事業を推進しています。



## イ. ダイオキシン類の状況

本市では、ダイオキシン類の測定について、平成13年から千葉県ダイオキシン類測定計画に基づき市内公共用水域の水質及び底質の測定を実施しています。

ダイオキシン類調査結果（公共用水域）（C o - P C B 含む）

測定地点	種類		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
坂川・弁天橋	水質	市	0.19	0.24	0.10	0.099	0.048
	底質	市	11	5.2	17	4.7	11
新坂川・さかね橋	水質	市	0.084	0.16	0.16	0.18	0.054
	底質	市	0.45	0.77	1.1	1.2	0.86
環境基準		水質 1 pg-TEQ/L 以下 (H12.1.15～) 底質 150 pg-TEQ/g 以下 (H14.9.1～)					

(注釈)・環境基準の( )内は適用年月日

※単位 水質 pg-TEQ/L

底質 pg-TEQ/g

令和4年度は、上の表に示すとおり坂川・弁天橋及び新坂川・さかね橋の2地点について調査しましたが、水質及び底質とも環境基準値に適合しました。

#### (4) 工場・事業場の発生源の規制

工場や事業場が原因となる水質汚濁は、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例に基づき、排水が健康や生活環境に被害を与えるおそれがある特定施設に対して、その排水の規制を行っています。

##### ア. 届出状況

水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法に基づく特定事業場の届出状況は、令和5年3月末現在 244 事業場でその内訳は下記のとおりです。そのうち、排水量が 30 m<sup>3</sup>/日以上または有害物質を扱う規制対象となる事業場数は 61 事業場で、全体の 25% を占めています。

特定事業場の種類をみると、洗濯業が 20%、自動式車両洗浄施設が 24%、し尿処理施設（指定地域特定施設を含む）が 17%、旅館業が 6%、試験研究機関が 5%となっています。これら 5 業種で全体の 72%を占めています。

また規制対象事業場の 50%がし尿処理施設（指定地域特定施設を含む）で、試験・研究・検査機関が 22%、洗濯業が 17%、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等による洗浄施設が 14%となっており、これら 4 施設で規制対象事業場数の 61%を占めています。

#### 令和4年度水質汚濁防止法及び湖沼法特定事業場数

政令号番号	特定施設 〔業種〕	事 業 場 数	令和4 年度 事業場 数増減		規 制 対 象 事 業 場 数	50 m <sup>3</sup> ／ 日 以 上	規 制 対 象 外 事 業 場 数	排水先				
			増	減				江 戸 川 本 川	坂 川	国 分 川	大 津 川	下 水 道
8	パン・菓子及び製あん業	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
10	飲料製造業	3	0	0	2	2	1	0	2	0	0	1
16	麵類製造業	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1
17	豆腐・煮豆製造業	9	0	2	0	0	9	0	4	1	1	3
18 の 2	冷凍調理食品製造業	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
19	繊維製品加工業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
23 の 2	印刷業等	6	0	0	1	1	5	0	1	4	0	1
37	石油化学工業	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
47	医薬品製造業	3	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0
53	ガラス製品製造業	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
55	生コンクリート製造業	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0

政令号番号	特定施設 〔業種〕	事業場数	令和4年度 事業場数増減		規制対象事業場数 50m <sup>3</sup> ／日以上	規制対象外事業場数	排水先					
			増	減			江戸川本川	坂川	国分川	大津川	下水道	
63	金属製品機械器具 製造業	4	0	0	1	1	3	0	0	3	0	1
64の2	水道施設	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
65	酸又はアルカリによる 表面処理施設	8	0	0	4	2	4	0	3	5	0	0
66	電気めっき施設	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1
66の3	旅館業	15	0	5	0	0	15	0	1	1	0	13
66の5	弁当製造業	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
66の6	飲食店	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1
67	洗濯業	49	6	19	6	3	43	0	1	17	2	29
68	写真現像業	5	1	1	3	0	2	0	0	0	1	4
68の2	病院	5	0	0	3	2	2	0	2	0	0	3
71	自動式車両洗浄施設	58	1	2	1	1	57	0	12	16	1	29
71の2	試験・研究・検査機関	11	0	0	8	0	3	0	0	3	0	8
71の3	一般廃棄物処理施設	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
71の4	産業廃棄物処理施設	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
71の5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン 等による洗浄施設	5	0	0	5	0	0	0	0	2	0	3
72	し尿処理施設	10	0	1	8	7	2	0	1	9	0	—
73	下水道終末処理施設	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	—
指	指定地域特定施設	32	1	6	10	3	22	0	11	21	—	—
計		244	9	36	61	26	183	0	43	92	5	104

## イ. 立入検査

規制対象事業場の排水基準遵守状況を把握するため隨時立入検査を実施し、汚水処理状況等の報告を求めるとともに、特定施設の使用状況、汚水の処理状況などを確認しています。なお、排水基準違反事業場に対しては排水処理施設等の改善を指導するとともに、改善後、再度立入検査を実施し、改善措置状況を確認しています。

令和4年度、立入検査を行った事業場の延べ数は99事業場（うち4事業場水質汚濁防止法外）で、改善勧告等の措置を行った事業場は2事業場でした。

### 事業場違反状況

年度	立入検査延べ事業場数	排水分析実施延べ事業場数	改善勧告等事業場数
平成 25	86	69	7
平成 26	78	66	10
平成 27	81	59	5
平成 28	70	59	9
平成 29	63	52	7
平成 30	71	57	4
令和元	74	54	6
令和 2	24	15	0
令和 3	73	47	4
令和 4	99	39	2

## (5) 下水道の整備

本市における公共下水道の進捗は、普及率で 88.4%（前年度比 0.7%増加）、整備状況で 71.0%（前年度比 0.5%増加）です。

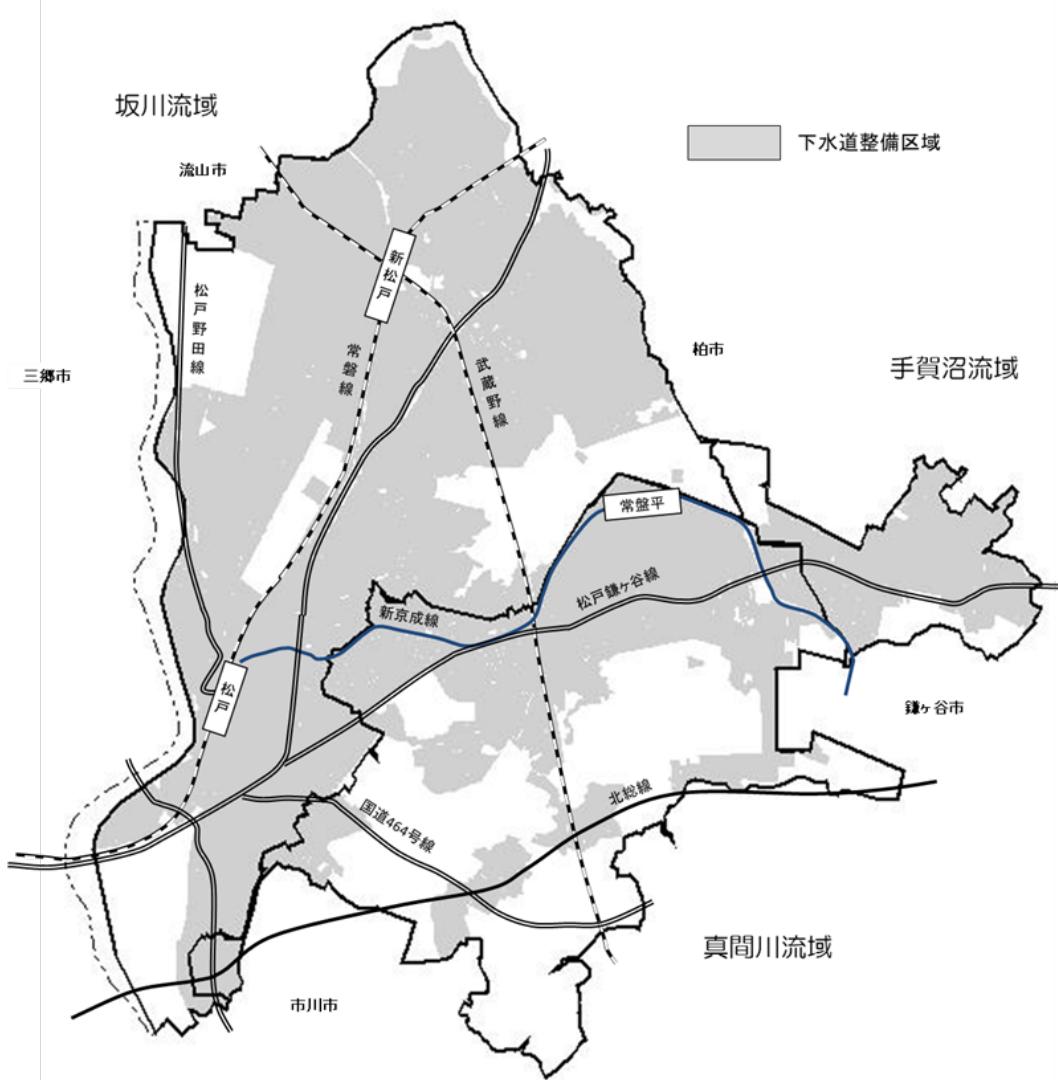
公共下水道の普及進捗状況

区分	計画		進捗状況				
	面積 (ha)	人口 (人)	処理面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備状況 (%)
真間川系	2,007	141,100	1,110.80	150,602	122,465	81.3	55.3
坂川系	3,309	295,160	2,595.28	307,154	278,767	90.8	78.4
手賀沼系	404	40,740	355.10	39,586	38,380	97.0	87.9
合計	5,720	477,000	4,061.18	497,342	439,612	88.4	71.0

(注釈)・令和 5 年 3 月 31 日現在

- ・行政人口：令和 5 年 3 月末 住民基本台帳による
- ・普及率＝処理人口／行政人口
- ・整備状況＝処理面積／計画面積

下水道整備状況概略図



## (6) 河川の直接浄化対策

本市・県・国では河川直接浄化対策として、下記の事業を実施してまいりましたが、現在は二ツ木浄化施設以外は全て休止となっております。

### 浄化施設の設置

#### 松戸市施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
1	小山 浄化施設	松戸市小山	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 1,500 m <sup>3</sup> /日	平成 2 年度 (休止中)
2	神田川上流 浄化施設	松戸市松戸	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 2,500 m <sup>3</sup> /日	平成 3 年度 (休止中)
3	矢切新田堀 浄化施設	松戸市上矢切	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 1,000 m <sup>3</sup> /日	平成 4 年度 (休止中)
4	二ツ木 浄化施設	松戸市幸谷	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 6,750 m <sup>3</sup> /日	平成 5 年度
5	小金清志町 浄化施設	松戸市新松戸	曝気付プラスチック 接触酸化法 浄化水量 864 m <sup>3</sup> /日	平成 12 年度 (休止中)

#### 千葉県施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
6	中根 浄化施設	松戸市中根	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 23,300 m <sup>3</sup> /日	平成 7 年度 (休止中)
7	大金平 浄化施設	松戸市横須賀	曝気付球状碎石接触酸化法 浄化水量 3,800 m <sup>3</sup> /日	平成 9 年度 (休止中)
8	富士川 浄化施設	松戸市東平賀	曝気付礫間プラスチック 接触酸化法 浄化水量 31,400 m <sup>3</sup> /日	平成 12 年度 (休止中)

#### 国土交通省施工・国土交通省管理

No.	施設名称	場所	浄化方法	完成年度
9	古ヶ崎 浄化施設	松戸市古ヶ崎	曝気付礫間接触酸化法 浄化水量 216,000 m <sup>3</sup> /日	平成 10 年度 (休止中)

## (7) 異常水質対策

### ア. オイルフェンスの常設

市内の工場、事業場からの油流出事故による河川汚濁を最小限にとめるため、市内河川にオイルフェンスが常設されています。

オイルフェンスには、河川を流れるごみがかかってしまうので、油流出を防止する機能を維持するために定期的に清掃しています。

#### 設置されている場所

新坂川 花郷橋  
坂川 赤坂橋

### オイルフェンス浮遊ごみ回収状況

年度	回収ごみ量
平成 30	16,840 kg
令和元	18,810 kg
令和 2	23,800 kg
令和 3	27,110 kg
令和 4	22,450 kg

## イ. 松戸市異常水質の対応

### 異常水質発生件数

(件数)

年度	流域	内 容				計
		油・油膜	魚のへい死	着色水	その他	
平成 30	坂川	4	1	2	0	7
	国分川	0	0	0	0	0
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	4	1	2	0	7
令和元	坂川	4	0	1	0	5
	国分川	1	0	0	0	1
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	1	0	6
令和 2	坂川	2	0	1	0	3
	国分川	0	0	0	0	0
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	2	0	1	0	3
令和 3	坂川	4	0	1	0	5
	国分川	1	0	0	0	1
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	1	0	6
令和 4	坂川	3	0	0	0	3
	国分川	2	0	0	0	2
	手賀沼	0	0	0	0	0
	計	5	0	0	0	5

## (8) 江戸川中流部及び坂川水環境改善緊急行動計画

(江戸川・坂川清流ルネッサンス)

江戸川中流部及び坂川は、流域の急激な都市化の進展に伴い水質汚濁が進み、東京都と千葉県の水道水源となっている江戸川中流部の各浄水場では、水質の悪化によりカビ臭やカルキ臭等の苦情がよせられ、水質の改善が急がれていました。

このような背景をもとに、建設省（現 国土交通省）、千葉県及び流域自治体の松戸市、柏市、流山市において、水質改善を図るため積極的に各種施策を講じてきました。そして、このような取り組みが認められ、平成5年7月に清流ルネッサンス21の対象河川に選定され、流域自治体である松戸市、柏市、流山市と河川管理者である千葉県、国土交通省、学識経験者及び地域住民代表と利水者の代表である東京都が一体となつた、「清流ルネッサンス21 江戸川・坂川地域協議会」を発足し、西暦2000年までに緊急的に水環境改善を図るための行動計画が策定され、各種事業の実施により、水質の状況はほぼ当初目標値を達成しました。また、平成22年度を目標に、水質及び水量を対象として、さらなる水環境の健全化を図るための第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスII）により、継続して行ってきたところです。

平成23年の最終地域協議会で、「江戸川中流部及び坂川河川網水環境復活宣言」が採択され、清流ルネッサンスによる水環境改善の成果とともに、さらなる良好な水環境を保つためには、引き続き現在の協力体制を維持していく必要があり、江戸川中流部及び坂川河川網の水環境を維持することを目的とし、『江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会』を設立し活動しています。

### ア. 江戸川・坂川清流ルネッサンスの主な経過

平成6年度	第1回地域協議会
平成8年度	清流ルネッサンス21計画策定
平成12年度	清流ルネッサンス21目標年度
平成13年度	清流ルネッサンスII計画検討
平成14年度	清流ルネッサンスII計画策定
平成22年度	清流ルネッサンスII目標年度
平成23年度	第18回地域協議会（最終） 江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会設立
令和2年度	江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会

### イ. 江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会

設立：平成24年2月8日

構成メンバー：国土交通省・江戸川河川事務所、千葉県、柏市、流山市、松戸市、  
千葉県水道局、独立行政法人都市再生機構

期間：平成24年2月から

# 4 地盤沈下

## 4. 地盤沈下

地盤沈下とは一般的に地表面の沈降現象と定義されています。

公害において地盤沈下を取り扱う場合、自然現象による沈下は含みません。

本市における一般的な地層は、表層部に関東ローム層があり、それ以深は大きく分けると、粘土層と砂層のサンドイッチになっています。砂層は主に水の通りがよく、私達が利用する井戸は、すべて砂層の水を採取しています。また、粘土層は水分が多量にあります、一度水分を失うと、水がしみ込みにくいため補給は非常に困難です。

地下水は常に地表から補給されていますが、その補給量を上回る地下水を汲み上げると砂層の水だけでは対応しきれず、粘土層から絞り出されます。粘土層は絞り出た水の分だけ収縮され、それが地盤沈下となって現れます。また、沈下の現れる場所は広範囲にわたっており、その場所を予測することも難しいのです。このように人為的要因により広範囲な地域に沈下が生じることを、公害における地盤沈下といっています。

地盤沈下の原因としては次のようなものがあります。

- (1) 地下水の過剰な採取
- (2) 表層部分の自然圧密
- (3) 重量物による圧密

このうち、公害における地盤沈下は、(1) の地下水の過剰な採取によるものです。その背景としては、次のようなことがあげられます。

- ・地下水は良質、恒温の水であって容易に、しかも豊富に廉価に取得できること。
- ・生活水準の向上、各種産業の発展等により、水需要が増大したこと。
- ・近代的な深井戸さく井技術の発達により大量の深層地下水の採取が可能となったこと。
- ・膜処理など、水の浄化技術が向上し、地下水を利用しやすくなったこと。

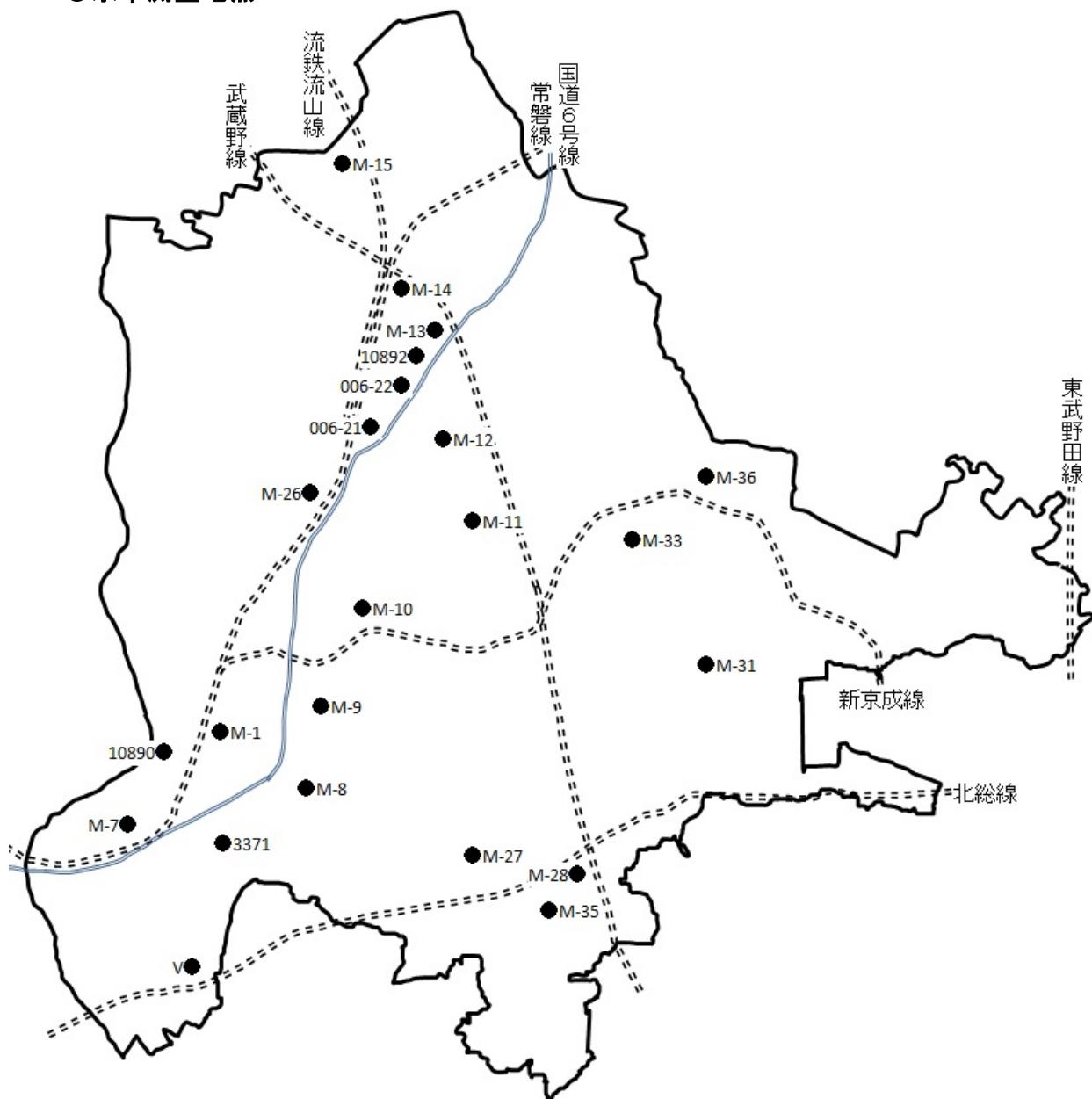
### (1) 地盤沈下観測

千葉県では、本市及び市民の協力のもとに市内の地盤沈下の状況を把握するため、昭和39年から水準点の設置を始め、令和4年は23ヶ所の水準点で測定しています。

平成15年～平成30年の5年地盤変動量、令和3年～令和4年の年間地盤変動量及び令和4年の標高を次表に示します。

令和4年の測定結果で、沈下した水準点はありませんでした。

#### ●水準測量地点



## 地盤変動量

水準点番号	所在地		5年間変動量(mm/5年)			年間変動量(mm/年) R3~R4	標高(m) R4.1.1
	町名	目標	H15 ～ H20	H20 ～ H25	H25 ～ H30		
006-021	馬橋	国道6号馬橋駅入口交差点付近	+9.4	-44.0	+0.7	+2.0	6.1677
006-022	二ツ木	トイザらス松戸店付近	+8.7	-45.8	-1.1	+2.5	24.0227
3371	小山	(個人宅)付近	+6.7	-46.8	-2.7	+3.0	25.7631
10890	松戸	松戸神社	+5.0	-46.4	-2.7	+1.5	5.2976
10892	馬橋	ジュンパレス付近	+6.9	-44.8	-2.2	+2.0	11.8936
V	下矢切	司パーキング矢切駅前	+9.6	-42.5	+2.5	+2.3	15.5727
M-1	松戸	松戸市民会館	-19.9	-64.4	-10.7	+1.2	5.1839
M-7	小山	南部小学校	+7.2	-46.8	+0.7	+1.1	2.7082
M-8	二十世紀が丘 美野里町	美野里公園	+5.9	-44.3	-1.3	+3.1	25.2276
M-9	岩瀬	胡録神社	+3.6	-45.0	-2.1	+2.5	24.8426
M-10	上本郷	上本郷第二小学校	+6.6	-44.1	-2.4	+1.7	11.6961
M-11	中和倉	松戸高等学校	+5.3	-45.5	-1.6	+0.7	28.5375
M-12	馬橋	第三中学校	+6.3	-46.3	-3.9	+2.4	6.3260
M-13	二ツ木	上ノ台公園	-0.3	-53.0	-6.1	+2.9	12.6927
M-14	幸谷	赤城神社	+6.9	-44.6	-1.2	+1.8	9.4579
M-15	横須賀一丁目	女体神社	+3.9	-45.9	-3.1	+1.7	4.9169
M-26	上本郷	松戸競輪場			-2.8	+1.2	3.5325
M-27	紙敷	紙敷新田集会場	+11.9	-43.7	+0.3	+3.9	7.6182
M-28	紙敷	松戸市消防団紙敷向 消防センター31分団	+11.6	-45.1	+2.7	+2.8	23.1112
M-31	五香西五丁目	松戸国際高等学校	+13.6	-47.4	+1.3	+4.6	16.1155
M-33	常盤平二丁目	さくら公園	+13.4	-52.2	+2.0	+5.9	22.7148
M-35	紙敷	東部クリーンセンター	+11.7	-44.7	+2.1	+2.9	24.1179
M-36	金ヶ作	熊野神社		-53.8	+6.0	+10.1	28.7920

(注釈) • 各測定地点データは、千葉県調査による。  
 • 測定値は1月1日を基準日としている。

## (2) 地盤沈下対策

地盤沈下対策としては、地下水の汲み上げを規制することが第一であり、地下水の汲み上げを法律で規制し、地下水の保全を図っています。

本市においては、下の表に示すように昭和47年から法令による規制を受けています。

### 揚水施設規制状況

規制法・条例	地域指定年月日	指定地域
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	昭和49年8月1日	松戸市全域
工業用水法	昭和47年5月1日	同上
千葉県環境保全条例	昭和47年5月1日	同上

### ア 建築物用地下水の採取の規制に関する法律【県許可】

#### (ア) 規制用途

冷房設備、水洗便所、暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、  
公衆浴場（浴室の床面積の合計が 150 m<sup>2</sup>超）

#### (イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が 6 cm<sup>2</sup> をこえるもの

### イ 工業用水法【県許可】

#### (ア) 規制用途

工業・・・製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、  
ガス供給業及び熱供給業

#### (イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が 6 cm<sup>2</sup> をこえるもの

### ウ 千葉県環境保全条例【市、県許可】

#### (ア) 規制用途（松戸市内の場合）

鉱業の用途、農業の用途、水道事業、簡易水道事業、  
専用水道又は小規模水道の用途、工業用水道事業の用途、  
開発区域面積が十ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途

#### (イ) 規制口径

揚水機の吐出口の断面積が 6 cm<sup>2</sup> をこえるもの。

吐出口の断面積が 21 cm<sup>2</sup> をこえるものは県許可。21 cm<sup>2</sup> 以下のものは市許可。  
県許可の場合でも、受付窓口は市になります。

#### (ウ) 許可井戸数(令和5年3月31日現在)

県許可井戸・・・24

市許可井戸・・・7

# 5 地下水・土壤汚染

## 5. 地下水・土壤汚染

土壤が有害物質で汚染されると、汚染物質は長期間にわたって土壤にとどまります。汚染物質は、種類にもありますが、降雨等によって鉛直方向下へ移動しやすく、帶水層に達すると地下水が汚染され、汚染が広範囲に広がります。

土壤汚染によって健康被害が生じるルートは、主に2つあると考えられます。ひとつは、土壤の直接摂取によるもので、たとえば、飛散した汚染土壤を吸い込んでしまう場合や子どもが砂場で遊ぶ場合等が考えられます。もうひとつは、土壤汚染が地下水に到達し、地下水が汚染されることで地下水を使用している人に健康被害が生じるという場合です。土壤汚染対策法では、この2つのルートに着目し、経路を遮断することで健康被害を防止するという制度となっています。

土壤汚染は、多くの場合、目に見えませんので、土壤汚染があるかどうかは調査をしてみないとわかりません。土壤汚染対策法では、汚染原因者や土地の所有者が土壤汚染状況調査を実施することとなっています。

土壤汚染状況調査の結果、汚染があることが判明すると、汚染されている土地について要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。要措置区域や形質変更時要届出区域に指定されると、様々な制限が生じます。

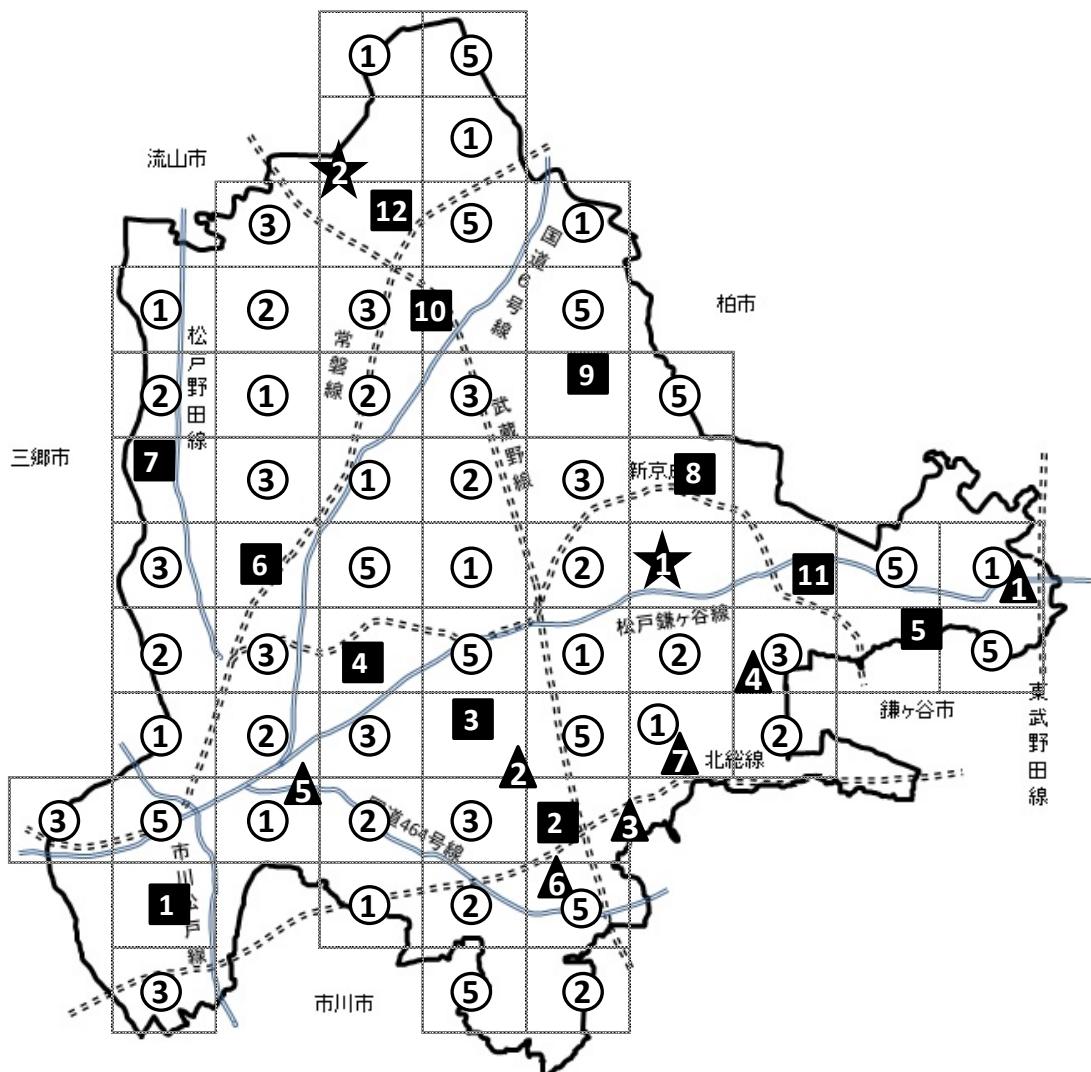
地下水汚染については、水質汚濁防止法に基づき常時監視しています。

## (1) 地下水汚染調査

水質汚濁防止法第 16 条の規定により地下水の汚濁状況を常時監視するため、千葉県の地下水の水質測定計画に基づき、調査を実施しています。

### 地下水の水質測定計画調査地点

令和 4 年度の調査地点及び概況（ローリング）調査の 5 ケ年計画は下のとおりです。



注：11 と 12 の調査地点は、34 項目及びダイオキシン調査。他の調査地点は 30 項目。

平成 30 年～令和 4 年 各年度の概況（ローリング）調査のメッシュ（令和 4 年度は上記）

(5)	平成 30 年度調査地区	12 地点	(1)	令和元年度調査地区	13 地点
(2)	令和 2 年度調査地区	12 地点	(3)	令和 3 年度調査地区	12 地点

▲1～▲7 令和 4 年度継続監視調査地点（有機塩素化合物汚染）…7 地点

1	六実	2	和名ヶ谷	3	紙敷 B	4	松飛台	5	二十世紀が丘
6	紙敷 A	7	紙敷 B						

## ア. 概況調査

市内全体の地下水汚染の概況を調査するため、市内を約1kmのメッシュに区切り、5年かけて全メッシュを調査しています。全63地点で、そのうち2地点は定点とし毎年調査しています。

直近は、平成25年度から29年度までの5ヶ年計画で、61地点のローリング調査及び2地点の定点調査（毎年調査）を実施しました。平成30年度から、ふたたび、5ヶ年で調査しています。

令和4年度は12地点で30項目、2地点で34項目を調査しました。その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点、1,2-ジクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点及び全マンガンが1地点で環境基準に不適合でした。その他の地点は全ての項目が環境基準に適合していました。

### ローリング調査

	H20～ H24 5ヶ年	H25～ H29 5ヶ年	H30	R1	R2	R3	R4
調査地点数	63	61	12	13	12	12	12
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 環境基準不適合地点数	15	10	5	2	4	3	4
テトラクロロエチレン 環境基準不適合地点数	1	1	—	—	—	—	1
トリクロロエチレン 環境基準不適合地点数	—	1	—	—	—	1	—
1,2-ジクロロエチレン 環境基準不適合地点数	—	—	—	—	—	—	1
砒素 環境基準不適合地点数	1	—	—	—	—	1	—
全マンガン 指針値超過地点数	—	—	1	1	—	—	1

### 定点調査

	H20～ H24 5ヶ年	H25～ H29 5ヶ年	H30	R1	R2	R3	R4
調査地点数	2	2	2	2	2	2	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 環境基準不適合地点数	—	1	1	—	—	—	—

## (参考) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位:mg/L)

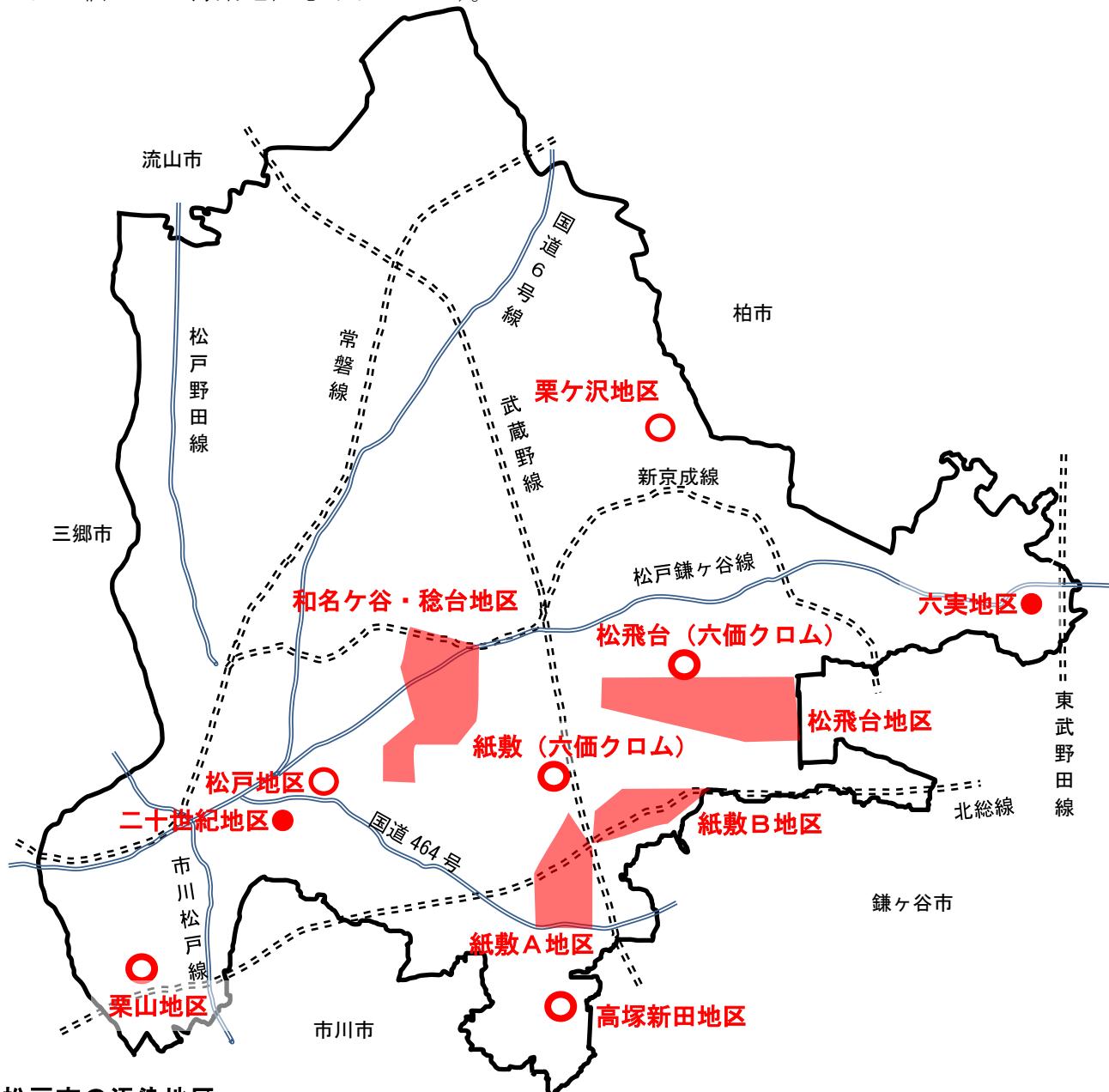
項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 以下		
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふつ素	0.8 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下		

ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下
---------	---------------

## イ. 繼続監視調査

既に汚染確認されている地区の代表的な井戸を選定し、継続監視する調査です。

現在、この調査に該当する項目は有機塩素系化合物であり、この汚染地区は下図のとおりです（おおよその位置です）。白抜きは解除された汚染地区を表しています（過去は六価クロム汚染地区もありました）。



### 松戸市の汚染地区

継続監視調査の結果、有機塩素化合物の汚染は 10 地区中 6 地区において汚染が継続しています。

栗山地区、高塚新田地区、松戸地区、栗ヶ沢地区的汚染は、過去に 2 年間続けて地下水汚染が環境基準に適合しましたので、汚染地区を解除しました。

和名ヶ谷・稔台地区及び六実地区的汚染についても過去に 2 年間（平成 20～21 年度及び平成 29～30 年度）続けて地下水が環境基準に適合しましたが、他に環境基準不適合の井戸があったため、測定地点を変更して調査を継続しています。

汚染地区で、既に上水道が布設されているところについては、井戸水の飲用をしないよう啓発をしています。

[汚染地区解除根拠：環境省水質保全局長通知、水質モニタリング方式効率化指針による。]

## 令和4年度継続監視調査結果(地下水汚染地区)

〔単位: mg/L〕

汚染地区名	採水場所	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン
和名ヶ谷・稔台地区	和名ヶ谷	< 0.001	< 0.0005	< 0.0005
松飛台地区	松飛台	0.032 ※	0.0044	< 0.0005
紙敷A地区	紙敷	0.014 ※	6.7 ※	< 0.0005
紙敷B地区	紙敷1丁目	0.29 ※	0.0064	< 0.0005
	紙敷3丁目	0.002	1.0 ※	< 0.0005
六実地区	六実	0.002	8.4 ※	< 0.0005
二十世紀が丘地区	二十世紀が丘	0.022 ※	< 0.0005	< 0.0005

汚染地区名	採水場所	四塩化炭素	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
和名ヶ谷・稔台地区	和名ヶ谷	< 0.0002	< 0.002	< 0.004	< 0.0002
松飛台地区	松飛台	< 0.0002	0.002	0.40 ※	< 0.0002
紙敷A地区	紙敷	< 0.0002	< 0.002	1.3 ※	0.0022 ※
紙敷B地区	紙敷1丁目	< 0.0002	< 0.002	0.004	< 0.0002
	紙敷3丁目	< 0.0002	< 0.002	0.015	< 0.0002
六実地区	六実	< 0.0002	< 0.002	< 0.004	< 0.0002
二十世紀が丘地区	二十世紀が丘	< 0.0002	< 0.002	< 0.004	< 0.0002

※印がついているのは環境基準不適合

## (ア) 有機塩素化合物の地下水汚染地区(6地区)

汚染地区名	確認年度	汚染物質	範囲	調査年数
和名ヶ谷・稔台地区	昭和 59 年度	トリクロロエチレン等	東西約 1.5 km 南北約 2.0 km	38 年
松飛台地区	昭和 61 年度	トリクロロエチレン等	東西約 2.0 km 南北約 0.5 km	36 年
紙敷A地区	昭和 63 年度	テトラクロロエチレン等	東西約 0.5 km 南北約 1.0 km	34 年
紙敷B地区	昭和 63 年度	トリクロロエチレン等	東西約 1.5 km 南北約 0.5 km	34 年
六実地区	平成 元 年 度	テトラクロロエチレン等	東西約 0.1 km 南北約 0.2 km	33 年
二十世紀が丘地区	平成 4 年 度	トリクロロエチレン等	東西約 0.2 km 南北約 0.2 km	30 年

### (イ) 地下水汚染地区が解除された地区（6 地区）

汚染地区名	確認年度	解除年度	汚染物質
松飛台地区	昭和 56 年度	平成 18 年度	六価クロム
紙敷地区	昭和 51 年度	平成 18 年度	六価クロム
栗山地区	平成 3 年度	平成 19 年度	トリクロロエチレン
高塚新田地区	平成 10 年度	平成 22 年度	トリクロロエチレン
松戸地区	⇒平成 27 年度 再指定	令和元年度	トリクロロエチレン
栗ヶ沢地区	平成 12 年度	令和元年度	テトラクロロエチレン等

### ウ. 詳細調査

平成 30 年度継続監視調査において、和名ヶ谷・稔台地区の継続監視地点が基準値以下となったため、同地区の詳細調査を実施しました。この結果 10 地区中 6 地区においてトリクロロエチレン及び四塩化炭素が基準を超えて検出されました。このことから令和元年度以降、10 地区内において測定地点を変更しながら調査を継続しています。

また、令和元年度は松戸地区、栗ヶ沢地区においても 2 年連続で全項目環境基準を達成し、周辺井戸でも地下水が発見されなかったことから、地下水汚染地区を解除しました。

### エ. 地下水のダイオキシン類調査

平成 13 年度から調査をしています。

#### 令和 4 年度ダイオキシン調査結果 （環境基準：1pg-TEQ/L 以下）

採水場所	ダイオキシン類
1 五香	0.016 pg-TEQ/L
2 大谷口	0.017 pg-TEQ/L

### オ. 地下水の PFOS 及び PFOA 調査

ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」）等の有機フッ素化合物は、人の健康や環境に対し悪影響を及ぼすことが近年判明しつつあり、国内外で製造、使用等が制限されています。本市においては令和 4 年度より調査を開始しました。

#### 令和 4 年度 PFOS、PFOA 調査結果 （指針値：0.00005 mg/L 以下）

採水場所	PFOS、PFOA
1 五香	< 0.0000003mg/L
2 大谷口	< 0.0000003mg/L

### カ. 地下水の公募調査

地下水汚染状況の詳細な資料を得るために平成元年度より公募調査による簡易検査を行い、これまで 1,176 検体の調査を行いました。

## (2) トリクロロエチレン等の使用量調査

市内のトリクロロエチレン等の使用事業場に対して使用状況調査を行い、使用量及び自主分析結果を把握しました。その結果、使用事業場数は 16 社、総使用量は 367,845kg です。その使用量の約 88%は、再生加工事業場で使用されています。

### トリクロロエチレン等使用量経年変化

(単位 : kg)

年度	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	四塩化炭素	ジクロロメタン	総使用量
昭和 59	984,780	338,436	705,925			2,029,141
平成元年	652,427	176,217	1,135,829			1,964,473
平成 6	362,404	86,425	493,030			941,859
平成 11	204,116	79,686	4,092	0	75,419	363,313
平成 16	154,053	44,700	0	0	60,504	259,257
平成 21	116,931	38,160	0	0	62,103	217,194
平成 26	85,321	54,971	0	0	118,008	258,300
平成 28	100,127	53,862	0	0	167,668	321,657
平成 29	106,797	71,657	0	0	211,117	389,571
平成 30	102,954	74,160	0	0	187,783	364,897
令和元	92,084	66,065	0	0	140,213	298,362
令和 2	79,595	42,829	0	0	144,063	266,487
令和 3	70,073	41,248	0	0	173,682	285,003
令和 4	66,499	42,235	0	0	259,111	367,845

1kg 未満四捨五入

### 令和 4 年度トリクロロエチレン等の業種別使用量調査結果

(単位 : kg)

項目 業種	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		四塩化炭素		ジクロロメタン		事業場数	総使用量
	数	使用量	数	使用量	数	使用量	数	使用量	数	使用量		
飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
石油石炭製品 製造業	1	34,949	1	29,900	0	0	0	0	1	259,111	1	323,960
金属製品 製造業	6	30,750	0	0	0	0	0	0	0	0	6	30,750
電気機械器具 製造業	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
精密機械器具 製造業	1	750	0	0	0	0	0	0	0	0	1	750
洗濯・理容 浴場業	0	0	5	12,335	0	0	0	0	0	0	5	12,335
医療業	0	0	0	0	0	0	0	1	<1	1	<1	
計	9	66,499	6	42,235	0	0	0	0	2	259,111	16	367,845

(注) 各項目の数は延べ事業場数を表す。[重複する事業場がある]

&lt;1…1kg 未満

### (3) 地下水汚染対策

#### ア. 地下水汲み上げ処理

地下水汚染が確認されている和名ヶ谷・稔台地区および松飛台地区の2地区に対し、市が有機塩素化合物除去装置を設置し、地下水を汲み上げて処理を行っていましたが、汚染物質濃度の低下や地権者からの返却要求により和名ヶ谷・稔台地区は平成19年11月に、松飛台地区は平成18年10月に運転を終了しました。

有機塩素化合物除去装置の運転終了後は、水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法に基づく規制や指導により地下水汚染の未然防止を図っています。

#### 有機塩素化合物除去装置施設の概要

区分	和名ヶ谷・稔台地区	松飛台地区
住所	松戸市和名ヶ谷1,020番地	松戸市松飛台341番地の1
竣工	平成2年3月	平成3年12月
除去方式	気液接触型充填塔方式	気液接触型充填塔方式
運転終了	平成19年11月5日	平成18年10月30日
総除去量	3,625.3 kg	260.3 kg

#### イ. 飲用指導及び上水道への転換

地下水水質調査の結果、飲用基準を超過もしくは痕跡が見られた住民に対しては、飲用指導し、また、上水道への切り替えを指導しています。

#### ウ. トリクロロエチレン等の使用事業場への指導

水質汚濁防止法及び千葉県地質汚染防止対策ガイドラインに基づき、排水及び地下水の自主分析（トリクロロエチレン等使用物質）を実施させ、地下浸透の防止及び公共用水域への排出の基準を遵守するよう指導しています。なお、使用事業場については、立入調査を実施し、管理状況を確認するとともに、使用方法と回収並びに貯蔵の方法等の指導を行いました。

また、令和4年度はトリクロロエチレン等を使用している16事業場のうち、9事業場の排水の水質検査を実施しました。結果は排出基準に全て適合していました。

今後とも、立入調査を強化し、汚染が発生しないよう監視していきます。

## (4) 土壤汚染

### ア. 土壤汚染対策法の目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

### イ. 土壤汚染対策法の主な改正履歴

#### ○平成 15 年 2 月 15 日 土壤汚染対策法施行

- ・有害物質使用特定施設が廃止された際は、土壤調査義務が発生(法第 3 条関係)
- ・有害物質が基準超過の場合は指定地域に指定
- ・汚染土壤は、廃棄物の管理型最終処分場に処分するか知事認定施設で処理

#### ○平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

- ・指定区域の制度が変わり、要措置区域と形質変更時要届出区域の 2 種類になった
- ・一定規模以上 ( $3,000 \text{ m}^2$  以上) の土地の形質変更時は届出が必要 (法第 4 条関係)
- ・施行規則附則第 2 条の削除

#### (参考) 土壤汚染対策法施行規則 附則

第 2 条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（土地の面積が 300 平方メートル以下であり、かつ、第 17 条の要件に該当しないものに限る。）に係る法第 3 条第 1 項の調査については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、同項の土壤ガス調査及び土壤溶出量調査を行うことを要しない。

- ・汚染土壤処理業の許可制度の創設  
(知事認定制度では、法で罰則を設けることがむずかしく、不適正処理が顕在化していた)
- ・松戸市手数料条例を改正して、汚染土壤処理業の許可、許可の更新、変更許可について手数料を定めた

#### ○平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

- ・一定規模以上の土地の形質変更時の届出と同時に土壤調査の結果を提出可能
- ・汚染土壤処理業について、承継等の承認の追加。併せて、松戸市手数料条例を改正し、承認手数料を定めた
- ・汚染土壤処理業について、許可要件の追加
- ・知事（政令市長）による情報収集事項として、「特定有害物質による汚染の恐れ」の他に、「健康被害が生じる恐れ」が追加
- ・要措置区域等が解除された場合、台帳を整備する

#### ○平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

- ・法第 3 条ただし書きの確認を受けている土地の形質変更時に土壤汚染状況調査義務発生
- ・要措置区域の指定を受けた場合、汚染除去計画の提出
- ・指示措置と実施措置を明確に区別するようになる
- ・基準不適合が自然由来等による土壤は、汚染土壤処理施設以外への移動が可能

## ウ. 土壤汚染対策法に基づく調査（件数は全て法施行後の累計）

### （ア）水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査（第3条関係）

廃止件数	42 件	
調査等の内訳 (重複あり)	調査実施	18 件
	うち、経過措置適用（施行規則附則第2条）	(2 件)
	調査猶予（法第3条第1項ただし書）	27 件

※施行規則附則第2条は、平成22年4月1日に削除されました。

（参考）土壤汚染対策法施行規則 附則

第2条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（土地の面積が300平方メートル以下であり、かつ、第17条の要件に該当しないものに限る。）に係る法第3条第1項の調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項の土壤ガス調査及び土壤溶出量調査を行うことを要しない。

### （イ）一定規模（3,000 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更の届出（第4条関係）

届出件数	142 件
うち、調査命令件数	1 件

### （ウ）土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると松戸市がみとめるときの調査（第5条関係）

調査件数	0 件
------	-----

## エ. 事業場の自主調査

### （ア）令和4年度末現在の自主調査件数

調査件数	32 件
------	------

### （イ）うち、土壤汚染件数

汚染件数	14 件	
対策内容の内訳	対策完了件数	12 件
	対策中の件数	2 件
	対策検討中の件数	0 件

**才. 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況（令和5年3月31日現在）**

**(ア) 要措置区域**

指定年月日 (解除年月日)	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質
平成29年6月9日 (令和2年8月20日)	小山	100	トリクロロエチレン
平成29年7月20日 (令和4年9月15日)	稔台五丁目	560	六価クロム化合物
平成29年7月31日 (平成31年2月21日)	七右衛門新田	100	ふっ素及びその化合物
令和元年11月8日	上本郷	200	六価クロム化合物
令和元年11月22日 (令和2年5月15日)	稔台八丁目	125.07	テトラクロロエチレン
令和2年6月19日 (令和3年1月20日)	上本郷	2,958.01	六価クロム化合物

**(イ) 形質変更時要届出区域**

指定年月日 (解除年月日)	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質
平成25年7月1日 (平成26年1月27日)	高塚新田	219	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成29年6月9日 (令和2年8月20日)	小山	100	シアノ化合物 (鉛及びその化合物)
平成29年7月20日 (令和4年9月15日)	稔台五丁目	1,210	シアノ化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成29年7月31日 (平成31年2月21日)	七右衛門新田	100	鉛及びその化合物
令和元年11月8日 (令和4年5月27日)	上本郷	117.7	鉛及びその化合物
令和2年2月3日 (令和2年6月1日)	稔台五丁目	140.5	鉛及びその化合物
令和2年6月19日 (令和3年1月20日)	上本郷	2,748.22	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物

## 力. 土壌のダイオキシン類調査

千葉県の測定計画により、令和4年度は松戸市内の2箇所でダイオキシン類の調査がありました。2箇所とも環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合していました。

令和4年度ダイオキシン調査結果（千葉県調査）

	採取場所	ダイオキシン類
1	新松戸中央公園（新松戸）	2.3pg-TEQ/g
2	もえぎの風公園（秋山）	0.81 pg-TEQ/g

【M e m o】

# 6 騷音・振動

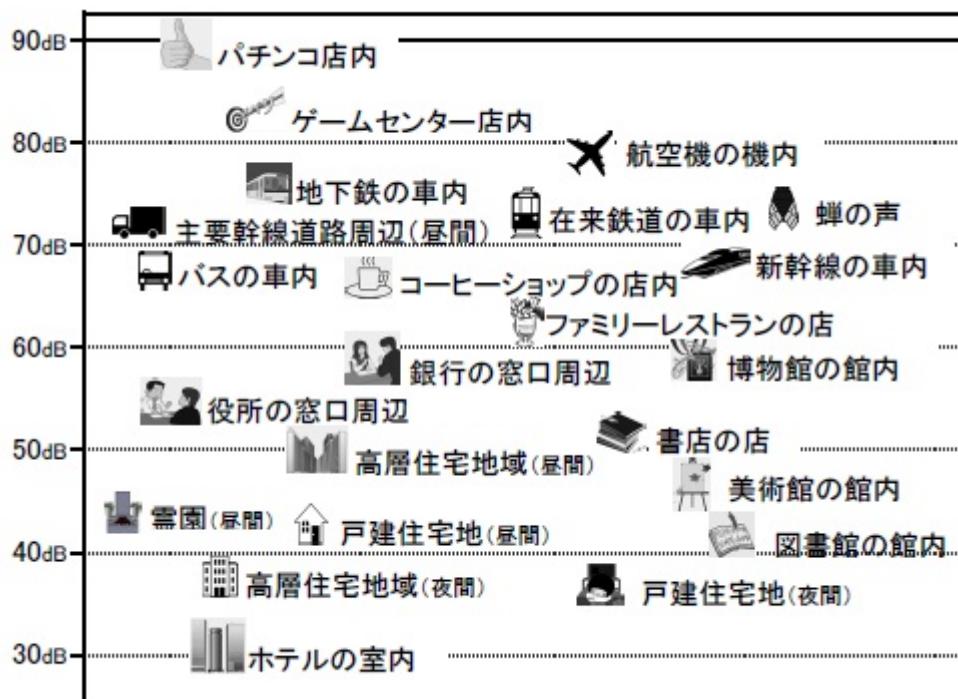
## 6. 騒音・振動

騒音とは「不快な音」又は「好ましくない音」などと定義されていますが、好ましい音かどうかは個人によって心理的、感覚的な判断基準が異なるために、その対応は難しいものとなっています。また、日常生活に係わる会話や安眠を妨害するものであるため、最も生活環境に身近な公害といえます。

公害としての騒音には工場・事業場、建設作業及び自動車騒音等がありますが、深夜営業騒音(カラオケ等)、拡声機騒音及び生活騒音等のいわゆる近隣騒音も問題となっています。

公害としての振動には工場・事業場及び建設作業などの事業活動並びに道路及び鉄道などから発生する相当範囲にわたる振動であって、人の健康または生活環境に係る被害を生じるものと定義されています。つまり「不快な振動」又は「好ましくない振動」といえます。

### 騒音の目安(都心・近郊用)



出典：全国環境研協議会騒音小委員会

※デシベル(dB)とは、音の大きさの単位で物理的な音の強さ(音圧レベル)に人の聴感に合わせて周波数補正を加味したものです。

## (1) 騒音・振動の現状

### ア. 環境騒音

本市では、平成 10 年 9 月 30 日の環境基準改正後、初めての環境騒音調査を平成 14 年度に実施し、環境基準改正後 2 度目の調査を平成 19 年度に実施しました。平成 19 年度は調査地点選定の基準として、都市計画法の用途地域を用いて 24 地点を選定して調査を行いましたが、平成 20 年度以降は 19 年度に調査した 24 地点を 5 ケ年計画で調査しました。

平成 30 年度から第三次 5 ケ年計画を開始し、令和 4 年度は市内 4 地点で調査を行い、4 地点中 4 地点で昼夜共に環境基準を達成しました。測定結果は次の表のとおりです。なお、測定は 1 分間隔で連続 24 時間行いました。

また、平成 24 年度までに実施した第一次 5 ケ年計画と平成 25 年度から平成 29 年度までに実施した第二次 5 ケ年計画の測定結果を比較すると概ね横ばいの傾向となっています。

(ア) 環境騒音測定結果(令和 4 年度)

(単位：デシベル)

No	測定地点	用途地域	環境基準		測定値	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	日暮 7 丁目	第 1 種低層住居専用地域	55	45	43	37
2	東松戸 1 丁目	第 1 種中高層住居専用地域	55	45	50	40
3	二ツ木	第 2 種住居地域	55	45	45	43
4	常盤平 3 丁目	近隣商業地域	60	50	50	46

※ 調査期間：令和 4 年 11 月 21 日～令和 4 年 11 月 22 日

※ 測定値の斜体文字は環境基準を未達成。(令和 4 年度はなし)

## (イ) 5ヶ年計画における環境騒音測定結果一覧

地域区分	用途地域	一連番号	住所	昼間(6:00~22:00)			夜間(22:00~6:00)		
				測定値			測定値		
				H19年度	第一次	第二次	H19年度	第一次	第二次
A	1 低専	1	五香西2丁目	51	50	54	45	45	44
		2	日暮7丁目	48	46	45	40	36	40
		3	八ヶ崎5丁目	48	49	48	42	40	43
		4	中和倉	49	48	47	40	39	44
		5	和名ヶ谷	51	51	50	40	44	42
	2 低専	6	大金平4丁目	49	50	49	43	44	44
		7	大金平4丁目	49	49	49	38	39	39
	1 中高専	8	紙敷	50	51	52	42	43	45
		9	新松戸3丁目	51	54	53	42	49	49
		10	常盤平4丁目	*1	57	56	*2	48	46
	2 中高専	11	六実6丁目	45	46	47	39	38	40
		12	六実3丁目	49	49	47	42	40	40
B	1 住	13	高柳新田	48	48	50	40	39	45
		14	小金きよしヶ丘3丁目	49	50	47	44	42	40
		15	上本郷	48	50	50	40	43	45
		16	樋野口	43	49	49	37	44	43
	2 住	17	二ツ木	53	49	48	43	41	44
		18	岩瀬	51	54	52	44	40	44
C	近商	19	常盤平3丁目	49	49	50	41	44	43
		20	小金原6丁目	59	59	51	50	51	38
	商業	21	根本	54	56	55	49	55	50
		22	新松戸4丁目	54	55	54	48	48	50
	準工	23	松飛台	47	52	49	40	43	42
		24	中根長津町	49	50	50	43	43	41

\*1 工事の音の影響が大きいため評価対象から除外。

\*2 付近施設の設備音の影響が大きいため評価対象から除外。

\*3 測定値の斜体文字は環境基準を未達成。

\*4 第一次は平成20年度から平成24年度まで。第二次は平成25年度から平成29年度まで。

**騒音に係る環境基準** (単位 : デシベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

## ※ 時間区分

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

## ※ 地域区分

A 地域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

## ※ 評価手法：等価騒音レベル

## ※ 評価の時期：1 年間を通じて平均的な状況を呈する日

## イ. 自動車騒音及び道路交通振動

### (ア) 自動車騒音常時監視結果

本市は、国道 6 号線を中心として幹線道路が整備されており、自動車の交通量も多くなっています。市内幹線道路沿道の騒音・振動の状況を把握するため、自動車騒音及び道路交通振動の測定を行っています。

本市では、騒音規制法第 18 条に基づき自動車騒音の状況を常時監視しており、平成 15 年度から 5 ケ年計画で測定を実施してきました。

平成 30 年度から新たな 5 ケ年計画を開始し、令和 4 年度は国道 6 号線を含め 9 地点で調査を行いました。その測定結果を次に示します。

### 自動車騒音面的評価に用いる測定結果(令和 4 年度)

(単位 : デシベル)

No	路線名	測定場所	用途 地域	車線 数	環境基準		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道 6 号線	松戸	準住居	4	70	65	68	<b>66</b>
2		上本郷	商業	4	70	65	<b>73</b>	<b>71</b>
3		二ツ木	準住居	4	70	65	<b>71</b>	<b>71</b>
4	国道 298 号線	小山	準工	4	70	65	62	59
5	市川松戸線	下矢切	近商	2	70	65	63	61
6	市川松戸線	上矢切	2 住	2	70	65	66	62
7	市川柏線	河原塚	1 住	2	70	65	61	54
8	市川柏線	根木内	調整	2	—	—	67	61
9	市道 2 級 7 号	新松戸	1 住	2	70	65	61	54

※ 調査期間：令和 5 年 1 月 23 日～令和 5 年 2 月 7 日

※ 調査地点は原則として道路境界

※ 測定値は平日の連続する 3 日間又は 1 日の等価騒音レベル

※ 測定値の斜体文字は、環境基準未達成

## 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

(単位: デシベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)	70 以下	65 以下
※屋内基準	45 以下	40 以下

- ※ 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域
- ※ 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分
- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)
- ※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端からの距離により特定  
2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 m  
2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 m
- ※ 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。
- ※ 評価手法は、等価騒音レベル
- ※ 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日

**等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )**

音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標。発生頻度が少なく高レベルの騒音(例えば、たまに通過する大型車等)に対しても比較的敏感であり、睡眠影響やアノイアンス(人に感じられる感覚的なうるささ)との対応にも優れているとされている。

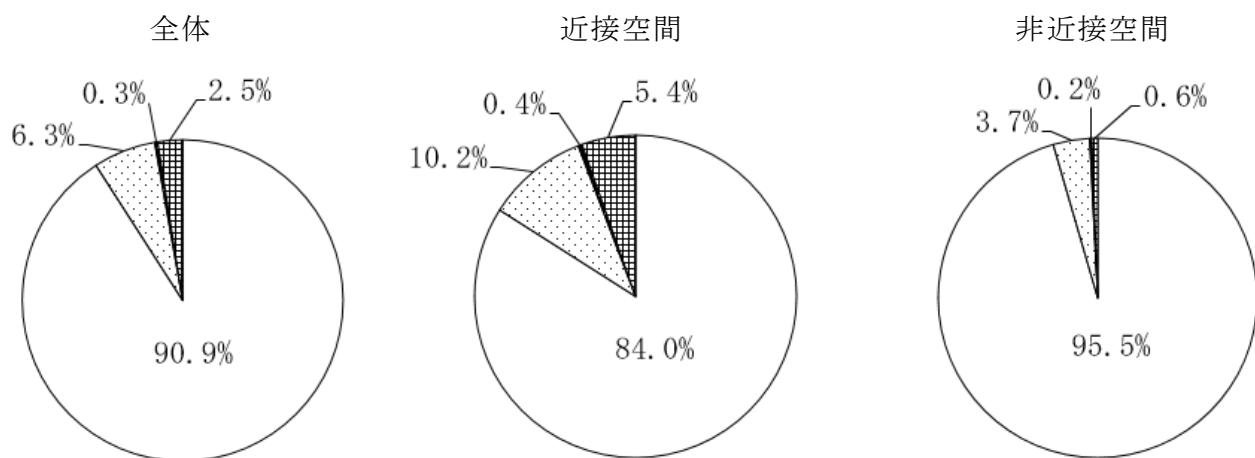
**(イ) 面的評価結果**

自動車騒音常時監視結果の評価方法は、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、この評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行います。

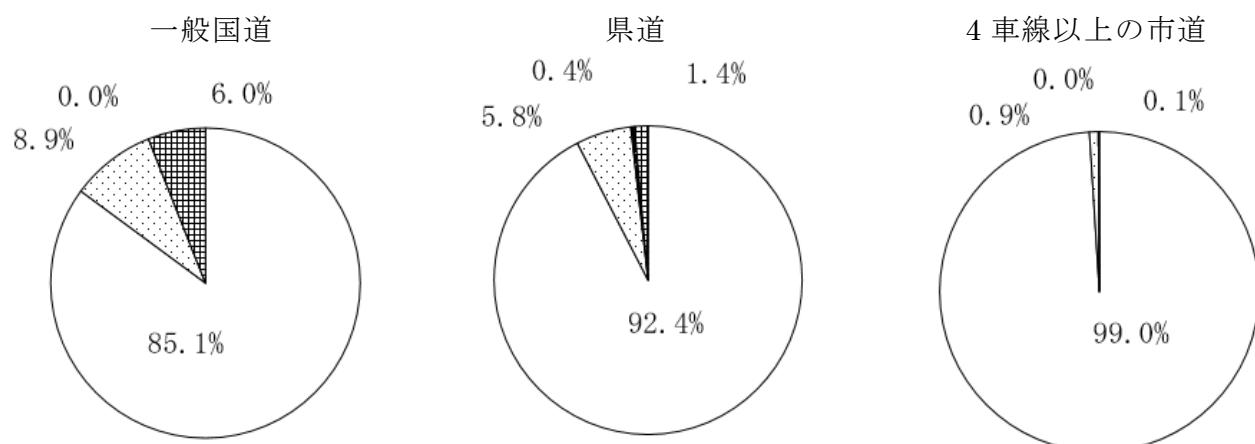
測定結果を用いて評価区間の道路端から 50 m の範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルの推計を行い、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するいわゆる「面的」な評価となっています。

令和 4 年度の面的評価結果は次の通りです。全体で集計したところ、評価の対象とされた全戸のうち昼夜とも環境基準を達成しているのは 90.9%、近接空間では 84.0% 及び非近接空間では 95.5% でした。道路種類別(全体)では昼夜とも環境基準を達成しているのは一般国道では 85.1%、県道では 92.4%、4 車線以上の市道では 99.0% でした。

## 令和4年度自動車騒音面の評価結果(空間別集計)



## 令和4年度自動車騒音面の評価結果(道路種別集計)



凡例	
	昼夜とも基準値以下
	昼のみ基準値以下
	夜のみ基準値以下
	昼夜とも基準値超過

※近接空間とは道路端からの距離による。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

※達成率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

### (ウ) 自動車騒音要請限度に基づく測定結果

自動車騒音要請限度に基づく測定結果は次の表のとおりです。要請限度を超えている地点がありますが、国土交通省では対策として遮音壁等の設置を行っています。

自動車騒音要請限度に基づく測定結果(令和4年度) (単位: デシベル)

No	路線名	測定場所	用途地域	車線数	要請限度		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道6号線	松戸	準住居	4	75	70	68	66
2		上本郷	商業	4	75	70	73	71
3		二ツ木	準住居	4	75	70	71	71
4	国道298号	小山	準工	4	75	70	62	59

※ 調査期間は令和5年1月23日～令和5年2月2日

※ 調査地点は道路境界

※ 測定値は、平日の連続3日間又は1日の等価騒音レベル

※ 測定値の斜体文字は、要請限度を超過した値

自動車騒音に係る要請限度

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55	
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	
幹線交通を担う道路に近接する区域(特例)	75	70	

※ 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く)が安全かつ、円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分

※ 時間区分

　　昼間：午前6時から午後10時まで

　　夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

※ 区域区分

　a 区域：第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域

　b 区域：第1種・第2種住居地域及び準住居地域

　c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

※ 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、道路端からの距離により特定

　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

　2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

※ 測定は連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行う。

※ 評価手法は、等価騒音レベル

## (エ) 道路交通振動測定結果

市内の道路交通振動測定結果は以下のとおりです。令和4年度の道路交通振動測定は1地点で実施し、いずれも要請限度を下回っていました。

道路交通振動測定結果(令和4年度)

(単位：デシベル)

No	路線名	測定場所	用途地域	車線数	要請限度		測定値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	国道6号線	上本郷	商業	4	70	65	48	47

※ 調査期間：令和5年1月23日～令和5年1月24日

※ 調査地点は道路境界

※ 100個数の測定値の80%の上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値。

道路交通振動に係る要請限度 (単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

※ 時間区分

　　昼間：午前8時から午後7時まで

　　夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

※ 区域区分

　　第1種区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域

　　第2種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

※ 振動の測定は当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について行う。

※ 振動レベルは、80%レンジの上端値の平均値

### 要請限度

騒音規制法及び振動規制法では自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めている。限度を超えてることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音は公安委員会に、振動は公安委員会又は道路管理者に対処を要請することができる。

## ウ. 鉄道騒音振動

市内には、JR 常磐線、JR 武藏野線、新京成線、東武野田線、北総線及び流鉄流山線の 6 路線が通っています。在来鉄道には環境基準が設定されていませんが、鉄道沿線における騒音振動の状況を把握するため、令和 4 年度は下記の 4 路線 4 地点にて調査を行いました。

令和 4 年度鉄道騒音振動測定結果

(単位 : デシベル)

No	路線名	測定地点	測定日	区分		騒音			振動			平均速度 km/h	路線構造
						0 m	12.5 m	25 m	0 m	12.5 m	25 m		
1	JR 常磐線	南花島	5月 19 日	集計値	(昼)	68	64	59	63	47	48	90	平面
					(夜)	64	60	55					
				最大値		94	88	82	72	49	49		
				最小値		61	76	73	50	38	36		
2	JR 武藏野線	新松戸	7月 28 日	集計値	(昼)	54	56	51	58	53	49	77	高架(遮音壁あり)
					(夜)	49	51	47					
				最大値		81	84	79	59	54	51		
				最小値		73	74	72	49	48	45		
3	新京成電鉄	常盤平西窪町	5月 19 日	集計値	(昼)	69	61	55	72	62	59	77	平面
					(夜)	65	57	51					
				最大値		98	88	82	74	64	61		
				最小値		88	83	77	67	56	50		
4	流鉄流山線	大金平	6月 28 日	集計値	(昼)	63	57	52	67	58	56	46	平面
					(夜)	59	54	49					
				最大値		90	86	80	68	59	57		
				最小値		88	82	77	65	57	54		

## ※ 測定方法

騒音：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に準じて測定

振動：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和 51 年 3 月 12

日環大特第 32 号)に準じて、連続通過列車の振動ピークレベルのうち上位 10 本を算術平均

※ 平均速度は、測定した全列車の車速の算術平均

※ 集計値は騒音及び振動それぞれの測定方法に基づいて測定後、評価・集計

※ 昼間は 7 時～22 時、夜間は 22 時～翌日 7 時

※ 測定地点の距離(0 m, 12.5 m, 25 m)は、鉄道事業用地の敷地境界からの水平距離

## 在来鉄道騒音振動経年データ

路線名	構造	距離m	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
			騒音	振動										
1 JR常磐線 南花島	平面	0	—	—	70 66	56	—	—	68 64	62	—	—	68 64	63
		12.5	—	—	65 61	49	—	—	62 58	47	—	—	64 60	47
		25	—	—	60 56	47	—	—	59 54	47	—	—	59 55	48
2 JR常磐線 幸谷	平面	0	66 61	61	—	—	66 61	60	—	—	66 61	56	—	—
		12.5	63 58	56	—	—	62 58	54	—	—	62 58	55	—	—
		25	60 56	55	—	—	59 55	53	—	—	60 55	56	—	—
3 JR武藏野線 八ヶ崎	平面	0	59 57	67	—	—	—	—	60 56	64	—	—	—	—
		12.5	54 52	61	—	—	—	—	61 56	59	—	—	—	—
		25	53 49	53	—	—	—	—	59 55	49	—	—	—	—
4 JR武藏野線 河原塚	平面	0	—	—	57 53	66	—	—	—	—	56 52	64	—	—
		12.5	—	—	54 50	58	—	—	—	—	54 49	57	—	—
		25	—	—	50 46	58	—	—	—	—	50 45	53	—	—
5 JR武藏野線 新松戸	高架	0	—	—	—	—	55 51	60	—	—	—	—	54 49	58
		12.5	—	—	—	—	57 52	54	—	—	—	—	56 51	53
		25	—	—	—	—	53 49	54	—	—	—	—	51 47	49
6 新京成線 常盤平 西窪町	平面	0	—	—	—	—	68 64	71	—	—	—	—	69 65	72
		12.5	—	—	—	—	58 55	59	—	—	—	—	61 57	62
		25	—	—	—	—	54 50	56	—	—	—	—	55 51	59
7 新京成線 金ヶ作	平面	0	66 62	67	—	—	—	—	66 62	68	—	—	—	—
		12.5	59 55	62	—	—	—	—	60 56	64	—	—	—	—
		25	56 52	60	—	—	—	—	56 52	59	—	—	—	—
8 新京成線 常盤平	平面	0	—	—	69 65	70	—	—	—	—	68 65	70	—	—
		12.5	—	—	62 59	62	—	—	—	—	62 58	63	—	—
		25	—	—	58 54	60	—	—	—	—	57 53	61	—	—

路線名	構造	距離m	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
			騒音	振動										
9 東武野田線六実	平面	0	—	—	—	—	67 64	68	72 68	69	—	—	—	—
		12.5	—	—	—	—	55 52	61	59 55	64	—	—	—	—
		25	—	—	—	—	51 47	53	55 51	55	—	—	—	—
10 北総線串崎南町	高架	0	50 45	49	—	—	—	—	—	—	51 46	50	—	—
		12.5	50 44	49	—	—	—	—	—	—	49 44	47	—	—
		25	50 45	49	—	—	—	—	—	—	48 43	48	—	—
11 流鉄流山線大金平	平面	0	—	—	64 60	66	—	—	—	—	—	—	63 59	67
		12.5	—	—	58 55	58	—	—	—	—	—	—	57 54	58
		25	—	—	54 51	56	—	—	—	—	—	—	52 49	56

※ 騒音については、『在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針』に準じて測定し、上段は昼間、下段は夜間の集計値

## 工. 航空機騒音

平成 22 年 10 月から羽田空港(東京国際空港)の 4 本目の滑走路が供用開始されました。また、令和 2 年 3 月にさらに飛行ルートの変更が行われました。本市への影響としては南風時において、一部の時間帯に到着機が本市上空を北東から南西に飛行するルートがあります。

本市は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型の当てはめはありませんが、飛行ルート付近で測定した結果は、環境基準( $L_{den}$  57 dB)を達成しています。また、平成 25 年度に測定を開始以降、測定値は横ばいとなっています。

### 民間航空機騒音測定結果(令和 4 年度)

測定期間	$L_{den}$	最大ピークレベル dB(A)	機数
令和 4 年 7 月 6 日～7 月 12 日(1 週間)	39	64	126

※ 測定場所：松戸市東部クリーンセンター(高塚新田 352 番地)

#### $L_{den}$ (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル( $L_{AE}$ )に、夕方の  $L_{AE}$  には 5 dB、深夜の  $L_{AE}$  には 10 dB を加え、1 日の騒音エネルギーを加算したのち、1 日の時間平均をとって評価した指標のこと。(平成 25 年 4 月 1 日施行)

(「航空機騒音に係る環境基準」の一部改正(平成 19 年 12 月 17 日環境省告示 114 号))

#### 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I (住居地域)	$L_{den}$ 57 dB
II (I 以外の地域)	$L_{den}$ 62 dB

※松戸市には地域類型の当てはめはありません。

## (2) 規制・指導

### ア. 工場・事業場

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例では工場・事業場に設置される施設のうち著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として定め、届出を義務づけています。また、地域を指定して、特定施設を設置する特定工場等についてそれぞれ騒音・振動の規制基準を定めています。特定工場等を設置している事業者には、規制基準の遵守義務が課せられています。

法・条例に基づく令和4年度の届出総数は150件でした。特定施設設置届は16件でした。

施設の種類では、金属加工機械や空気圧縮機等が多くを占めています。

騒音規制法に係る特定施設の届出状況（単位：件）

届出内訳 施設の種類	特定工場等 総数	特定施設 総数
金属加工機械	103	932
空気圧縮機等	171	1,294
土石用破碎機等	2	10
織機	0	0
建設用資材製造機械	4	5
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	30	82
抄紙機	0	0
印刷機械	19	59
合成樹脂用射出成形機	13	139
鋳型造型機	0	0
実数	342	2,521

(令和5年3月31日現在)

振動規制法に係る特定施設の届出状況（単位：件）

届出内訳 施設の種類	特定工場等 総数	特定施設 総数
金属加工機械	41	308
圧縮機	58	270
土石用破碎機等	1	3
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	0	0
木材加工機械	0	0
印刷機械	6	16
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	5	44
鋳型造型機	0	0
実数	111	641

(令和5年3月31日現在)

## 騒音に係る特定工場等の規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	朝・夕 午前 6 時から 8 時まで 午後 7 時から 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで
第 1・2 種低層住居専用地域	50	45	40	
第 1・2 種中高層住居専用地域				
第 1・2 種住居地域	55	50	45	
準住居地域				
近隣商業地域・商業地域	65	60	50	
準工業地域				
工業専用地域	70	65	60	
市街化調整区域	60	55	50	

※ 測定場所は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線

※ 学校、病院等の敷地の周囲 50 m 以内の区域における規制基準は、住居専用地域を除きこの表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値

## 振動に係る特定工場等の規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 翌日の 午前 8 時まで
第 1・2 種低層住居専用地域	60	55	
第 1・2 種中高層住居専用地域			
第 1・2 種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域・商業地域	65	60	
準工業地域			
市街化調整区域			

※ 測定場所は、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線

※ 学校、病院等の敷地の周囲 50 m 以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値

**イ. 建設作業**

騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例では著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業として定め、事前の届出を義務づけています。また、騒音・振動の大きさや作業時間の制限等に関する基準が定められています。

令和 4 年度の届出件数は 1,932 件、作業総数 3,042 件でした。届出状況をみると、騒音及び振動ともバックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業が多くなっています。

## 騒音に係る特定建設作業の届出状況(令和4年度)

(単位：件)

作業の種類	届出内訳	騒音規制法	市条例	計
くい打機、くい抜機を使用する作業	2	1	3	
びょう打機を使用する作業	0	5	5	
さく岩機を使用する作業	311	1	312	
空気圧縮機を使用する作業	7	0	7	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	
バックホウ（定格出力 80 kW 以上のもの） トラクターショベル（定格出力 70 kW 以上のもの） ブルドーザー（定格出力 40 kW 以上のもの）	0 0 0	— — —		0
バックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業	—	957	957	
コンクリート圧送作業	—	93	93	
コンクリートカッターを使用する作業	—	266	266	
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	—	0	0	
計	320	1,323	1,643	

## 振動に係る特定建設作業の届出状況(令和4年度)

(単位：件)

作業の種類	届出内訳	振動規制法	市条例	計
くい打機、くい抜機を使用する作業	2	1	3	
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0	0	
舗装版破碎機を使用する作業	1	0	1	
ブレーカーを使用する作業	192	0	192	
バックホウ等の整地・掘削機械を使用する作業	—	952	952	
振動ローラを使用する作業	—	251	251	
計	195	1,204	1,399	

## 特定建設作業に係る大きさ基準

騒音	85 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで(住居地域等) 及び原則として休日は作業禁止
振動	75 デシベル	

※ 数値は、建設作業場所の敷地境界における大きさ

## ウ. 深夜営業騒音

松戸市公害防止条例では、飲食店のカラオケ等の深夜営業騒音について、午後11時から翌日の午前6時まで規制基準を定めています。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗適正化法)では、住居系地域の酒類提供飲食店について、深夜0時以降の営業の制限を定めています。苦情の生じた事業場については、現地調査の上、規制基準を遵守するよう指導を行っています。苦情はここ数年減少しています。

### 飲食店営業等に係る深夜における騒音の基準

騒音に係る特定工場等の規制基準の夜間の数値を適用する。

## エ. 近隣騒音

松戸市近隣騒音防止指導要綱では、法や条例の規制を受けない騒音(音響機器、楽器音、設備音及び作業音)について指導基準を定め、その発生源者に対して改善の助言を行っています。

一般家庭の間で生じる都市生活型の近隣騒音は個人のマナーやモラルの問題が大きいため、法令等の規制にはなじみません。問題の解決には当事者間の話し合いが最善です。

### 松戸市近隣騒音防止指導要綱の指導基準

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝・夕 午前6時から 8時まで 午後7時から 10時まで	夜間 午後10時から 翌日の 午前6時まで
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域		50	45	40
第1・2種住居地域 準住居地域		55	50	45
近隣商業地域・商業地域 準工業地域		65	60	50
市街化調整区域		60	55	50

※ 騒音の測定場所は当該騒音の最も影響の及ぶ住宅等の用に供されている建物の開口部又は当該騒音の透過してくる居室の内部

※ 居室の内部での基準は、表中の数値から5デシベルを減じた値

### (3) その他の事業

#### ア. 残したい“日本の音風景 100 選”事業

環境省では、平成 8 年度に「残したい“日本の音風景 100 選”」を認定しました。これは、全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境(音環境)を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件を認定したものです。松戸市の公募からは、東京都葛飾区と併せて「柴又帝釈天界隈と矢切の渡し」が認定されました。

#### 千葉県内の“日本の音風景 100 選”認定

柴又帝釈天界隈 と矢切の渡し 松戸市／東京都葛飾区	柴又帝釈天界隈は、昔ながらの商店や参拝客の賑わいがある。江戸川に出ると川面を渡る手漕ぎの舟やヒバリ、ユリカモメの声を聞くことができる。
樋橋の落水 佐原市(現：香取市)	伊能忠敬旧宅内の用水路から水を落とす樋橋を復元したもの。落水は 30 分間隔で 1 日 15 回行われ、その水音にちなみ「じゃあじゃあ橋」と呼ばれる。市民ぐるみの町並み保全活動がある。
麻綿原のヒメハルゼミ 大多喜町	麻綿原一帯は、ヒメハルゼミの優れた生息地。合唱が好きなこの蝉は、数匹が鳴き始めると、山全体が震えるように一斉にジャージャーと鳴き始め、しばらくすると一斉に鳴き止む。

これを記念して、音環境保全の市民啓発となるよう記念碑を設置しました。碑は、江戸川の悠然とした風景にとけ込み、周囲の音や風の音を聞けるよう集音型の穴を設け、覗くと矢切の渡しの船着場が見えるようなデザインになっています。

#### 顕彰碑の概要

設 置 日	平成 9 年 11 月 10 日
設 置 場 所	江戸川堤 川の一里塚(下矢切地先) (矢切の渡しから 200 m 上流)
外 観	高さ 170 cm 直径 90 cm
材 質	筑波石



#### イ. 音環境学習

望ましい環境を形成するためには、生活環境の質への関心とともに、今までの「騒音問題」という枠組みを越えた取り組みが必要です。音環境(音への気づき)の一環として、平成 18 年度までは体験型の音環境学習会を夏休みの期間中に小学生と保護者を対象に実施していました(平成 18 年度は雨天中止)。

【M e m o】

# 7 公害苦情

## 7. 公害苦情

### (1) 公害苦情の現状

本市の公害苦情は都市生活型を示し、住工混在による公害問題、建設作業及び土砂資材置場の騒音・振動・粉じん、室外機等の近隣騒音があります。総件数の58%が騒音に関する苦情でした。また、用途地域別では住居系地域が53%でした。

本市では、公害紛争処理法及び松戸市公害防止条例に基づき、公害苦情相談員を配置し、住民の公害相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言を行っています。

公害種類別の苦情概要は次のとおりです。

#### ア. 公害苦情の種類

##### (ア) 大気汚染

苦情件数は10件で、工事に伴うほこり等に関する苦情が9件でした。

##### (イ) 水質

苦情件数は0件でした。

##### (ウ) 騒音

苦情件数は90件でした。業種別では、建設業が44件、家庭生活が5件でした。用途地域別では、64%が住居系地域でした。

また、法律や条例の規制を受けない苦情は36件で、全体の40%でした。近隣騒音防止指導要綱に該当する苦情は12件でした。

##### (エ) 振動

苦情件数は20件で、業種別では、建設業が19件でした。用途地域別では、15件が住居系地域でした。また、騒音を伴う苦情は7件でした。

##### (オ) 悪臭

苦情件数は13件で、飲食店、廃棄物処理業、サービス業や工事業等と幅広い業種からの臭いが原因となりました。

##### (カ) 焼却

苦情件数は20件でした。廃棄物焼却行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一部の例外を除いて罰則を伴う禁止行為となっています。廃棄物焼却行為に対しては苦情連絡による現地指導のほか広報やホームページ等での呼びかけ等を行っています。

#### 公害種類別苦情件数の推移

年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
平成 30	16	0	84(21)	7	15	32	1	155
令和元	11	0	68(17)	10	8	22	1	120
令和 2	4	0	88(22)	14	10	8	3	127
令和 3	11	0	89(14)	13	11	8	3	135
令和 4	10	0	90(12)	20	13	20	1	154

※ 騒音の( )内は、近隣騒音防止指導要綱に該当する騒音件数とする。

## 業種別公害苦情件数(令和4年度)

業種	種類	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
農業,林業							2		2
漁業									
鉱業,採石業,砂利採取業									
建設業	8		44	19	1	2			74
製造業	1		7		3	3			14
電気・ガス・熱供給・水道業									
情報通信業									
運輸業,郵便業			2						2
卸売業,小売業			9		1				10
金融業,保険業									
不動産業,物品賃貸業			1						1
学術研究,専門・技術サービス業			1						1
宿泊業,飲食サービス業			10		2				12
生活関連サービス業,娯楽業	1		3						4
教育,学習支援業			2						2
医療,福祉			1						1
複合サービス事業									
サービス業(他に分類されないもの)			2		2				4
公務(他に分類されるものを除く)			1	1					2
分類不能の産業									
家庭生活			5		3	11			19
不明			2		1	2	1		6
合 計	10	0	90	20	13	20	1		154

## イ. 公害苦情の経年変化

令和4年度の法又は条例の規制もしくは指導要綱の適用を受けない苦情は一部の建築工事及び作業音等があり、抜本的な解決が難しいものもあります。

最近の公害苦情については、総件数こそ横ばいで推移していますが、規制を受けない苦情の比率が増えてきています。

## 規制等の有無別公害苦情件数の経年変化

年度	H30	R1	R2	R3	R4
規制を受けない苦情	63	51	43	47	35
法・条例の規制や指導要綱の適用を受ける苦情	92	69	84	88	119

## ウ. 用途地域別苦情発生状況

公害苦情の発生状況を用途地域別に見ますと、住居系地域で 53%を占め、ついで商業系地域が 11%、市街化調整区域が 15%となっています。

### 用途地域別苦情件数(令和 4 年度)

	大気	水質	騒音	振動	悪臭	焼却	その他	計
住居専用地域	5	0	36	9	4	7	0	61
住居地域	3	0	22	6	3	0	0	34
近隣商業地域	0	0	5	1	2	0	0	8
商業地域	0	0	8	1	1	0	0	10
準工業地域	1	0	6	3	1	1	0	12
工業専用地域	1	0	3	0	1	0	0	5
市街化調整区域	0	0	10	0	1	12	1	24
計	10	0	90	20	13	20	1	154

### (2) 公害苦情の処理状況

苦情申し立ての大半が解決されていますが、法令等で規制できない苦情発生源については、抜本的な対策が難しいものもあります。特に根底に感情のもつれ等を含んでいる場合は、市でも対応に苦慮しており、話し合いの機会と専門家の助言等が必要なことが多く見られます。

### 公害苦情取扱及び解決件数(令和 4 年度)

	取扱件数			解決件数			解決率 [%]
	本年度受付	前年度から繰越	計	本年度受付	前年度から繰越	計	
大気	10	2	12	10	2	12	100
水質	0	0	0	0	0	0	—
騒音	90	8	98	82	8	90	91.8
振動	20	3	23	18	3	21	91.3
悪臭	13	2	15	13	1	14	93.3
焼却	20	0	20	20	0	20	100
その他	1	0	1	1	0	1	100
計	154	15	169	144	14	158	93.5

### (3) 公害苦情とその対策

#### ア. 住工混在問題の解消

近年の生産環境などの変化により発生している工業団地内の遊休地などに、工場と住居が混在する地域の工場を移転・集約し、逆に工業団地へは住居が混入しないことが、それぞれが住宅地環境と産業環境の調和のとれた都市の構造になると考えられます。この考え方は、「住んでよいまち・訪ねてよいまち」を都市整備の目標とした松戸市都市計画マスタープランの将来都市構想の方針に基づいています。

## イ. 公害審査会等の利用

法令等で規制されない公害苦情については、当事者間による話し合いで解決することが望ましく、解決が難しい場合には裁判所の調停や公害審査会等を利用する方法があります。公害審査会は各都道府県に設置されており、国には公害等調整委員会が設置されています。手続きには、あっせん、調停及び仲裁があります。千葉県公害審査会委員は弁護士、学識経験者及びカウンセラーなどで構成され、低廉で迅速な解決が図れます。

## ウ. 廃棄物焼却禁止の徹底

市の指導としては、苦情処理で廃棄物焼却行為をしている市民や事業者等にパンフレットを渡すなどし、指導等を行っています。家庭からのごみはごみ集積所へ出すよう指導し、事業所や大量の場合は、許可業者に搬出するか和名ヶ谷クリーンセンターに持ち込むなど、焼却以外の方法で適正処理する方法を勧めています。

焼却する場合は、次の設備を装備した焼却炉を使用しなければ焼却できません。

(廃棄物処理法 施設の構造基準)

- (ア) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が800°C以上の状態でゴミを焼却できるものであること。
- (イ) 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (ウ) 外気を遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- (エ) 燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (オ) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

注) 焼却灰は、産業廃棄物若しくは準ずるものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で処理基準等が定められていますので十分注意が必要です。

廃棄物処理法により、焼却炉の火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上若しくは焼却能力50kg/時間以上の場合は、千葉県に届出若しくは許可が必要となります。火床面積が0.5m<sup>2</sup>以上の焼却炉を使用し焼却している場合と産業廃棄物の焼却については、松戸市内は千葉県に指導権限がありますので、苦情があれば、千葉県と連携して対処しています。

農業者の廃棄物焼却は、やむを得ない場合に焼却禁止の除外となっていますが、その除外は、①病害虫駆除のため②土壤改良のため③草木灰を得るためと考えられており、今後も農政等関係部署と協議をしながら、対処してまいります。

### 市民・市業者向けパンフレット

市民の皆さま・事業者の皆さまへ

焼却による煙や臭いにより、洗濯物に臭いが付く・窓が開けられない等、ご近所の迷惑になります。  
ゴミの焼却は法律によって**禁止**されています。

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2に違反した焼却については「五年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となります。

根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条  
また、野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与える、苦情等のある場合は、各種の行政指導の対象となります。

問合せ先

松戸市 環境部

環境保全課 大気騒音係

Tel : 366-7337(直通)

# 8 環境衛生

## 8. 環境衛生

環境衛生対策のうち、衛生害虫等の対策は、従来、感染症予防対策として病気を媒介する害虫（動物）を駆除することが目的となっていましたが、住環境の改善など生活環境が向上するに従い、また、医療技術の進歩とも相まって、媒介害虫による感染症の発生はほとんど見られなくなっています。しかしながら、一方では、急激な都市化による環境の変化や住民意識の変化に伴って、衛生害虫（媒介害虫ではないものの、人体に対して、吸血・刺咬によりかゆみや痛みを与えたり、皮膚炎やアレルギーを生じさせる有害害虫及び見た目や大量発生による気持ち悪さなど、精神的な不快感を与える不快害虫）を対象とした苦情が増えており、その駆除対策が大きなウェイトを占めてきています。

狂犬病予防対策として、法に基づく飼い犬の登録や集合注射業務等を行っていますが、この業務に関連して、犬の粪による迷惑防止などの啓発も行っています。

また、平成26年6月より、「松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則」に基づき、手術費用の一部助成を実施しています。

住宅地に隣接する雑草地については、衛生害虫の発生など環境衛生面の問題ばかりでなく、景観や防犯の面からも苦情が多く、本市では、「あき地の雑草等の除去に関する条例」を制定して所有者等に対する刈り取り指導を行っています。

### （1）衛生害虫等の駆除対策

道路側溝や都市水路等で発生するユスリカ等の有害害虫及び不快害虫の苦情があった場合、ユスリカ等を駆除するため薬剤を散布しています。また、市民が自主的にユスリカ等を駆除する際には、噴霧器の貸し出しも行っています。

#### ア. 公共下水溝等薬剤散布事業

衛生害虫等の苦情の大部分を占めるユスリカを駆除するため、駆除要望があった場合には、隨時、現地調査の上、薬剤の散布を行っており、年々減少傾向です。

##### 散布実績

年度	作業日数	延べ散布箇所
平成 30	63.0	140
令和元	70.0	150
令和 2	55.0	114
令和 3	68.0	128
令和 4	59.0	134

#### イ. 噴霧器の貸出し・駆除用薬剤の無償交付制度

市民が自主的に実施する衛生害虫等の駆除を推進するため、噴霧器の無償貸出し制度を実施しています。なお、感染症の予防対策としての役割が終了したことから、ユスリカ等を駆除する薬剤・殺鼠剤の無償交付は、平成24年度をもって終了しました。

##### 申請件数 (件)

年度	貸出し用噴霧器	
	町会	個人
平成 30	0	1
令和元	0	0
令和 2	0	0
令和 3	0	0
令和 4	0	0

## (2) 犬の登録及び狂犬病予防注射事務

狂犬病予防法では、生後 91 日以上の飼い犬について、登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務づけられています。市では登録時の鑑札や注射済票の交付などの事務を執り行っており、令和 5 年 3 月 31 日現在、18,598 頭の飼い犬が登録されています。

また、狂犬病の予防注射には、動物病院で隨時接種できる個別方式と毎年 4 月から 5 月にかけて市内各所の公園等で実施する集合方式があり、その実績は次のとおりです。

### 狂犬病予防注射実績

年度	集合方式	個別方式	合計 (a)	原簿登録数 (b)	接種率 (a/b)
平成 30	2,165 頭	12,846 頭	15,011 頭	18,729 頭	80.1%
令和元	2,103 頭	13,106 頭	15,209 頭	18,667 頭	81.5%
令和 2	0 頭※	14,939 頭	14,939 頭	18,592 頭	80.4%
令和 3	1,356 頭	14,118 頭	15,474 頭	18,646 頭	83.0%
令和 4	1,129 頭	14,304 頭	15,433 頭	18,598 頭	83.0%

※令和 2 年度集合方式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

## (3) 動物の飼養管理事業

野犬対策や飼い犬等の飼育管理については、狂犬病予防法や千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の規定等に基づき、千葉県（保健所・動物愛護センター）等関係機関と協力して業務を行っており、特に、犬のウンチの始末など正しい飼い方を推進するための広報活動に力を入れています。

平成 26 年 6 月より、飼い主のいない猫の増加を抑え、猫による被害や迷惑を未然に防止し、市民の良好な生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることから、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を一部助成する制度を実施しています。

啓発看板交付数		啓発用看板	
年度	交付枚数	フンの放置禁止！	
平成 30	579		
令和元	528		
令和 2	441		
令和 3	314		
令和 4	680	飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。	

### 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術交付申請件数及び交付決定額

年度	性別			合計	交付決定額
	メス	メス（妊娠）	オス		
平成 30	113 件	41 件	80 件	234 件	1,560,000 円
令和元	105 件	41 件	91 件	237 件	1,560,000 円
令和 2	113 件	42 件	65 件	220 件	1,762,000 円
令和 3	87 件	29 件	67 件	183 件	1,408,000 円
令和 4	93 件	33 件	75 件	201 件	1,539,200 円

※令和 2 年 4 月 1 日より補助金交付規則を改正し、種別毎「メス 7,000 円、妊娠しているメス 9,000 円、オス 5,000 円」から種別ごと「メス 9,000 円、妊娠しているメス 10,000 円、オス 5,000 円」に限度額を改めた。

#### (4) あき地の雑草対策

「あき地の雑草等の除去に関する条例」(昭和 51 年松戸市条例第 28 号)に基づき、雑草が繁茂して周辺の生活環境を阻害しているあき地の所有者等に対して、適切な刈取りを指導しており、その支援策として草刈機の無償貸出しを行っています。

##### 雑草刈取り指導実績

年度	所有者等	指導対象筆数	面積
平成 30	411 人	537 筆	164,047.23 m <sup>2</sup>
令和元	392 人	509 筆	176,509.19 m <sup>2</sup>
令和 2	364 人	470 筆	174,476.68 m <sup>2</sup>
令和 3	360 人	485 筆	167,961.95 m <sup>2</sup>
令和 4	347 人	465 筆	159,343.63 m <sup>2</sup>

##### 草刈機貸出し実績

年度	草刈機貸出し台数
平成 30	71 台
令和元	79 台
令和 2	59 台
令和 3	51 台
令和 4	45 台

#### (5) 松戸市地区環境美化組織連合会

松戸市地区環境美化組織連合会は、昭和 48 年に松戸市地区衛生組織連合会として、地域の公衆衛生活動に取り組んでいる町会や自治会を会員に結成されました。これまで地域の自主的な清掃活動や衛生活動を推進するため、清掃器具の共同購入、研修会の開催などの事業活動を実施しています。平成 9 年度からは、それまでの衛生活動に加え、地域のより快適な環境づくりを目指して、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、活動範囲を拡大しています。市では、この連合会の活動を支援するため、補助金を交付するとともに事務局を務めています。

##### 連合会の主な事業（令和 4 年度）

- ①清掃器具共同購入事業
- ②広報誌発行事業
- ③花いっぱい運動モデル事業
- ④環境美化啓発用看板作製・配布事業
- ⑤研修事業

##### 松戸市地区環境美化組織連合会 会員数・予算・補助金

年度	町会	世帯数	連合会事業予算額	市補助金
平成 30	59	34,127 世帯	1,286,846 円	320,000 円
令和元	59	34,713 世帯	1,446,743 円	320,000 円
令和 2	60	35,071 世帯	1,403,385 円	320,000 円
令和 3	60	35,234 世帯	1,457,237 円	320,000 円
令和 4	63	38,292 世帯	1,694,011 円	320,000 円

## (6) 災害時の防疫対策

松戸市地域防災計画に基づき、水害や震災などの災害が発生した場合に防疫活動を行うよう定められています。本市では年に数回程度浸水地区への消毒作業が発生しています。

## (7) 苦情相談

環境衛生に係わる苦情相談について、その概要と処理件数を示します。

### ア. 雑草

住宅に隣接するあき地に雑草が生い茂ったために起こる苦情相談です。その内容は害虫の発生、防犯上の問題、ごみの不法投棄の誘発など多岐にわたっています。現地調査の上、所有者等に対して刈取り指導を行います。

### イ. 公共下水

道路側溝、水路、都市河川などから発生するユスリカなどに対する苦情相談です。現地調査の上、必要に応じて薬剤を散布して駆除を行います。

### ウ. 犬・猫

犬や猫の飼養に関する問題や飼い主のいない猫に対する苦情相談です。保健所等と連携して対応し、必要に応じて指導を行います。

### エ. その他

上記以外の苦情相談です。様々な衛生害虫の駆除に関する苦情相談が含まれます。

#### 月別苦情相談件数（令和4年度）

(件)

月	雑草	公共下水	犬・猫	その他	計
4月	3	41	7	0	51
5月	12	20	5	0	37
6月	18	18	13	0	49
7月	13	5	6	0	24
8月	28	4	5	0	37
9月	25	4	5	0	34
10月	10	2	9	0	21
11月	8	9	4	0	21
12月	7	5	2	0	14
1月	0	0	1	0	1
2月	0	2	2	0	4
3月	1	24	1	0	26
計	125	134	60	0	319

#### 年度別苦情相談件数

(件)

年度	雑草	公共下水	犬・猫	その他	計
平成30	107	140	60	0	307
令和元	109	150	49	0	308
令和2	123	114	55	0	292
令和3	96	128	56	0	280
令和4	125	134	60	0	319

# 9 放射能対策

## 9. 放射能対策

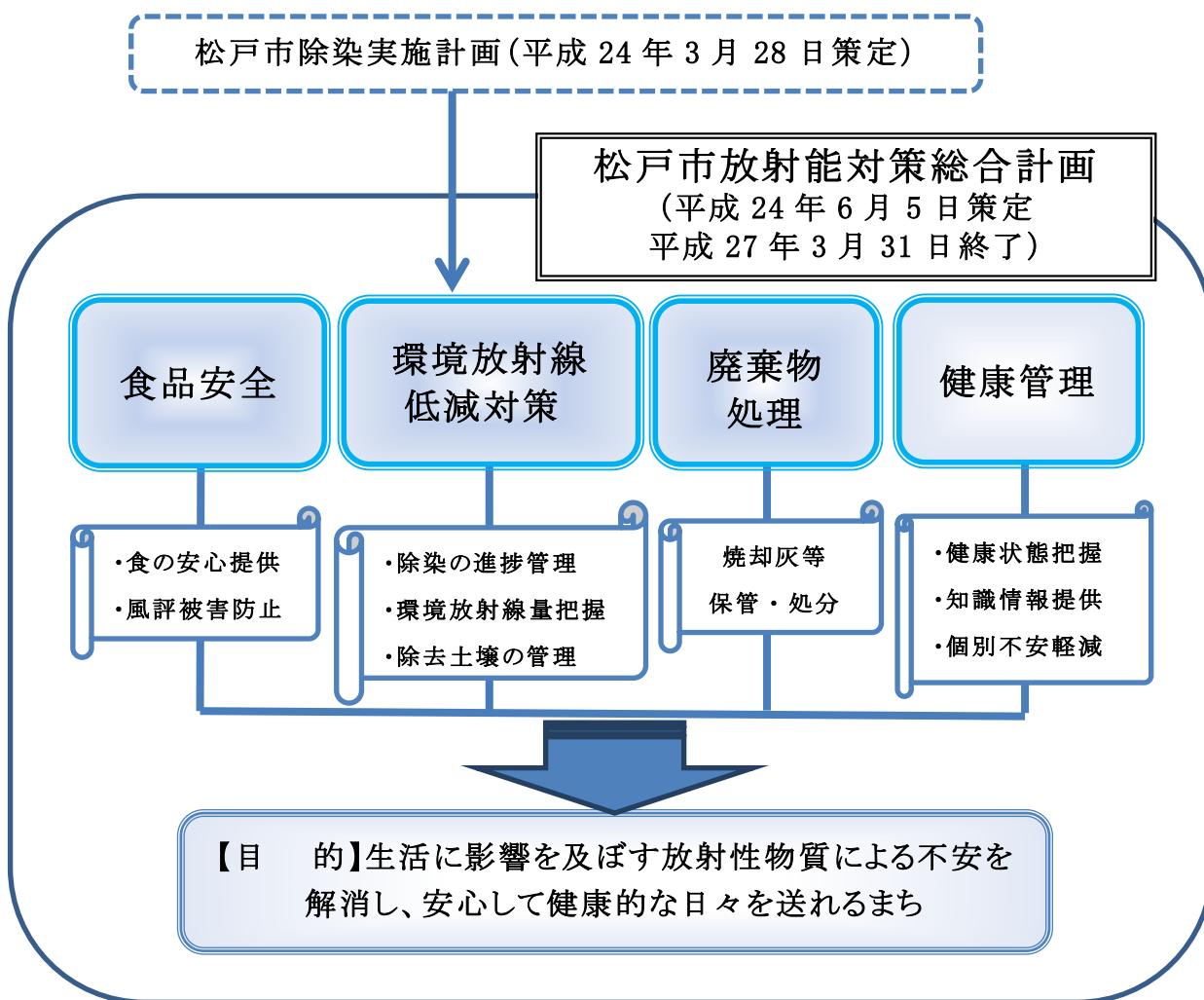
松戸市の取り組みと現状

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。

市では、この事故由来の放射能における市民の皆様の不安払拭のため、近隣市に先駆けて空間放射線量の測定を始めました。その後、平成 24 年 6 月 5 日、「松戸市放射能対策総合計画」(以下「総合計画」)を策定し、各種放射能対策を実施しました。それらの取り組みにより、食品の安全の確保や空間放射線量の大幅な低減など一定の成果があり、平成 26 年度末をもって総合計画の期間を満了しましたが、以降も事業の見直しを行いつつ、継続して対策を実施していました。

このような中で令和 4 年に事故から 10 年を経過し、現在では市内の空間放射線量は指標値を下回っていますが、今後も継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

### ◆松戸市放射能対策総合計画の概略



**I . 食品安全****◆学校及び保育給食****1 取り組み**

学校給食(H23.10月～R4.3月)

単位：検体

項目 年度	食材検査 (平成 23 年 10 月開始)			まるごとミキシング検査 (平成 24 年 2 月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成 23 年度	193	0	0	286	0	0
平成 24 年度	468	0	0	1,429	0	0
平成 25 年度	504	0	0	1,410	0	0
平成 26 年度	480	0	0	1,342	0	0
平成 27 年度	36	0	0	252	0	0
平成 28 年度	36	0	0	255	0	0
平成 29 年度	36	0	0	255	0	0
平成 30 年度	36	0	0	255	0	0
令和元年度	36	0		255	0	0
令和 2 年度	廃止			195	0	0
令和 3 年度～	廃止			廃止		
計	1,825	0	0	5,934	0	0

保育給食(H23.10月～R4.3月)

単位：検体

項目 年度	食材検査 (平成 23 年 10 月開始)			まるごとミキシング検査 (平成 24 年 2 月開始)		
	検体数	検出数	基準超過数	検体数	検出数	基準超過数
平成 23 年度	127	0	0	397 公立:161 民間:236	0	0
平成 24 年度	301	0	0	2,188 公立:801 民間:1,387	0	0
平成 25 年度	303	0	0	2,384 公立:775 民間:1,609	0	0
平成 26 年度	295	0	0	2,768 公立:890 民間:1,878	0	0
平成 27 年度	84	0	0	689 公立:204 民間:485	0	0
平成 28 年度	83	0	0	825 公立:204 民間:621	0	0
平成 29 年度	84	0	0	955 公立:204 民間:751	0	0
平成 30 年度	70	0	0	878 公立:204 民間:674	0	0
令和元年度	28		0	366 公立:68 民間:298	0	0
令和 2 年度	廃止			197 公立:34 民間:163	0	0
令和 3 年度～	廃止			廃止		
計	1,375	0	0	11,647 公立:3,545 民間:8,102	0	0

## 2 現状

全て不検出(検出下限値未満)です。

### ◆市内産農産物等

#### 1 取り組み

市内農産物

単位:検体

項目 年度	測定計画に基づく 農産物検査 (平成 24 年 4 月開始)			農家持込農産物検査 (平成 23 年 10 月開始)			市民持込農産物検査 (平成 24 年 2 月開始)		
	検体 数	検出 数	基準 超過 数	検体 数	検出 数	基準 超過 数	検体 数	検出 数	基準 超過 数
平成 23 年度 ～平成 27 年度	389	29	0	820	152	11	1767	648	41
平成 28 年度	37	1	0	39	3	0	98	7	0
平成 29 年度	21	3	0	20	2	0	58	7	1
平成 30 年度	11	1	0	12	1	0	46	2	0
令和元年度	10	0	0	3	0	0	15	0	0
令和 2 年度	7	1	0	2	1	0	8	1	0
令和 3 年度	1	0	0	3	0	0	廃止		
令和 4 年度	0	0	0	4	0	0			
計	476	35	0	903	159	11	1,992	665	42

※農家持込農産物検査の最終基準超過日 : 平成 25 年 10 月 30 日

(基準超過検体名 : たけのこ、しいたけ、しいたけの原木)

※市民持込農産物検査の最終基準超過日 : 平成 29 年 4 月 17 日

(基準超過検体名 : しいたけ、ローズマリー、夏みかん、たけのこ、びわの葉、こごみ、甘夏、ブルーベリー、ゆず、月桂樹の葉、いぐち)

流通食品及び飲料水等

単位: 検体

項目 年度	市民持込食品検査(流通食品及び飲料水等) (平成 24 年 9 月開始)		
	検体数	検出数	基準 超過数
平成 24 年度 ～平成 28 年度	456	2	1
平成 29 年度	7	0	0
平成 30 年度	1	0	0
令和元年度	0	0	0
令和 2 年度	2	0	0
令和 3 年度	4	0	0
令和 4 年度	廃止		
計	470	2	1

※市民持込食品検査の最終基準超過日 : 平成 26 年 3 月 26 日

(ただし、茨城県内で栽培した自家消費用しいたけ)

## 2 現状

平成 24 年度以降、検体数及び検出数ともに減少しています。また、市民持込農産物において平成 29 年度を最後に基準値超えはありません。また、現在、出荷自粛の措置がとられている農作物はありません。また、県の計画検査に関連した検査以外、基本的に検査業務は令和 2 年度をもって廃止します。

【注 釈】

検 出 数…検出下限値(約 5~10Bq/Kg)以上の放射性物質が検出された検体の数

基 準 超 過 数…厚生労働省が定めた基準値(一般食品:100Bq/Kg)以上の放射性物質が検出された検体の数

## II. 環境放射線低減対策

### 1 取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、市は除染実施計画に基づき子ども関係施設や住宅などの環境放射線低減対策を実施し、その後は各施設の空間放射線量を監視しています。

## 2 現状

各施設の実施主体により、指標値(毎時 0.23 マイクロシーベルト)以上の箇所については低減対策を行い、現在は指標値を下回っていますが、継続して子どもの安全・安心を確保するため、極端な業務廃止はせずに、各施設の測定回数や測定点数を段階的に縮小していく方針です。

### 市内の平均的な空間放射線量

項目 年度	空間放射線量 ( $\mu$ SV/h)
平成 23 年度(129 施設)	0.28
平成 24 年度(607 施設)	0.15
平成 25 年度(607 施設)	0.12
平成 26 年度(295 施設)	0.09
平成 27 年度(129 施設)	0.064
平成 28 年度(129 施設)	0.055
平成 29 年度(129 施設)	0.052
平成 30 年度(129 施設)	0.047
令和元年度(129 施設)	0.046
令和 2 年度(129 施設)	0.044
令和 3 年度(35 施設)	0.059
令和 4 年度(35 施設)	0.064

・平成 24 年度は、除染が必要となった 607 施設の除染後の測定値を平均的な空間放射線量としています。

- ・平成 25 年度は、平成 24 年度に除染した 607 施設の空間放射線量の変化を確認するため測定した数値を平均的な空間放射線量としています。
- ・平成 26 年度は、字を基本単位とした地域毎の平均的な空間放射線量を測定するために設定した 295 施設の測定値を平均的な空間放射線量としています。
- ・平成 27 年度以降は、平成 23 年度に最初に測定した 129 施設を測定して平均的な空間放射線量としています。
- ・令和 3 年度以降は、129 施設の配置を再検証し、子どもの安心安全を目的として 35 点を継続測定します。

### III. 廃棄物処理

#### 1 取り組み

(1)焼却灰(飛灰)の放射性物質濃度低減のための取り組み(平成 23 年 8 月開始)

- ①剪定枝等の分別徹底及び別収集体制の継続
- ②剪定枝等の和名ヶ谷クリーンセンターでの調整焼却処理の継続
- ③剪定枝等の別処分の実施

(2)焼却灰(飛灰)の安心保管のための取り組み

近隣住民の不安解消のため、クリーンセンターに飛灰保管用仮設建物を建設し、平成 26 年 10 月より建物内で保管。

#### 2 現状

焼却施設の主灰や飛灰の放射性物質の濃度は大幅に減少しましたが、処分先との協議が必要となるため測定は継続します。また、指定廃棄物は国が建設する長期保管施設ができていないため保管を継続します。

(1) 焼却灰(飛灰)の放射性セシウム測定結果(令和 5 年 3 月測定)

和名ヶ谷クリーンセンター : 130Bq/kg

指定廃棄物の保管量(令和 5 年 3 月末)

施設名称	保管量(t)	フレコン数(袋)
クリーンセンター	924.14	1,521
和名ヶ谷クリーンセンター	19.78	28
合計	943.92	1,549

※指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が必要な長期管理施設を建設し、県内で分散保管されている指定廃棄物を集約して処理することになっています。

**IV. 健康管理****1 取り組み**

甲状腺超音波検査(平成 26 年 6 月開始)

単位：人

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節(しこり)やのう胞(液体が入っている袋のようなもの)は認められなかつたものの 経過観察不要	結節(5.0mm 以下) またはのう胞(20.0mm 以下)を認めたもの 経過観察不要	結節(5.1mm 以上) またはのう胞(20.1mm 以上)を認めたもの 経過観察	甲状腺の状態などから判断して、二次検査が必要なもの 専門病院を紹介
平成 26 年度	147	35	109	2	1
平成 27 年度	109	18	91	0	0

注 1) A1、A2 は判定基準に関係なく、バセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

単位：人

実施年度	検査総数	判定内容及び結果の内訳（公表に同意された方のみ表示）			
		A1	A2	B	C
		結節やのう胞を認めなかつたもの	5.0 ミリメートル以下の結節や 20.0 ミリメートル以下ののう胞を認めたもの	5.1 ミリメートル以上の結節や 20.1 ミリメートル以上ののう胞を認めたもの	甲状腺の状態から判断して、専門病院での診断を要するもの
平成 28 年度 ～令和元年 度	137(※1)	本日の検査につい ては問題ないた め、次回の検査に ついて医師からの 指示はありません ※ (注 1) に該当 者は別途検査あり	本日の検査につい ては問題ないた め、次回の検査に ついて医師からの 指示はありません ※ (注 1) に該当 者は別途検査あり	新松戸中央総合 病院にて経過観 察	専門病院を紹 介
令和 2 年度	2	2	0	0	0
令和 3 年度	7(※2)	1	5	0	0
令和 4 年度	2	1	1	0	0

(※1)このうち 1 名が公表に同意されなかつたため、内訳は 15 名となっております。

(※2)このうち 1 名が公表に同意されなかつたため、内訳は 6 名となっております。

注 1) A1、A2 は判定基準に関係なく、バセドウ病などの甲状腺特有の疾患が疑われた場合は、医師の判断で必要な検査を進めます。

注 2) A2 の判定基準であっても、医師が総合的に判断して経過観察が必要と判断した場合は、B 判定としています。経過観察期間及び検査内容は個人によって異なります。

**2 現状**

相談、検査等により、放射能による健康不安解消の取り組みを実施中です。

---

## **環境の現状と対策**

令和 5 年 10 月 発行

編集発行 松戸市環境部環境保全課  
〒271-8588  
松戸市根本 387 番地の 5  
TEL : 047-366-7337 (直通)  
FAX : 047-366-1325  
<http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

---